

2024

JA やさとの現況

JA やさと REPORT



やさと農業協同組合
YASATO Agricultural Co-operative

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帶等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JA への積極的な参加と連帶によって、協同組合の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JA を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さんには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA やさとは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめディスクロージャー誌「2024JA やさとの現況」を作成いたしました。

皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年5月
やまと農業協同組合
代表理事組合長 神生 賢一

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JA のプロフィール

◇設立	昭和 40 年	◇組合員数	4,922 人
◇本所所在地	石岡市柿岡 3236 番地 6	◇役員数	22 人
◇出資金	6 億 2 千 6 百万円	◇職員数	116 人
◇単体自己資本比率	17.43%	◇支所・施設数	13

目次

JAとは	6	会計監査人の監査	70
経営理念	7	損益の状況	71
経営方針	7	経営諸指標	73
経営管理体制	9	貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	74
事業の概要	10	各事業の実績：信用事業（貯金業務）	74
農業振興活動	11	各事業の実績：信用事業（貸出金業務）	75
地域貢献情報	11	各事業の実績：信用事業（受託業務・為替業務等）	79
リスク管理の状況	12	各事業の実績：信用事業（有価証券に関する指標）	79
金融商品の勧誘方針	18	各事業の実績：信用事業（有価証券の時価情報等）	80
自己資本の状況	18	各事業の実績：共済事業	81
系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）	19	各事業の実績：購買事業	83
事業のご案内	20	各事業の実績：販売事業	84
信用事業	20	各事業の実績：保管事業	84
共済事業	24	各事業の実績：加工事業	85
購買事業	25	各事業の実績：利用事業	85
販売事業	25	各事業の実績：その他事業	86
加工事業	25	各事業の実績：指導事業	86
生産施設利用事業	25		
各種事業	26		
指導事業	27		
概況・組織	28		
沿革	28		
機構図	29		
役員構成	30		
職員数	30		
組合員数	31		
組合員組織の情報	31		
地区一覧	32		
店舗等のご案内	32		
特定信用事業代理業者の状況	32		
会計監査人の名称	32		
経営資料編＊＊＊＊＊＊＊	33		
決算の状況	34		
貸借対照表	34		
損益計算書	36		
キャッシュフロー計算書	39		
注記表	41		
剰余金処分計算書	66		
部門別損益計算書	68		
財務諸表等の正確性に係る確認	70		
		自己資本の充実の状況編＊ 88	
		自己資本の構成に関する事項	89
		自己資本の充実度に関する事項	91
		信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 91	
		信用リスクに関する事項	93
		標準的手法に関する事項	93
		信用リスクに関するエクスポート（地域、業種、残存期間別） 及び三月以上延滞エクスポートの期末残高	94
		貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	95
		業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出 金償却の額	95
		信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高	96
		信用リスク削減に関する事項	97
		信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概 要	97
		信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額	99
		派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに に関する事項	99
		証券化エクスポートに関する事項	99
		組合がオジネーターである場合における信用リスクアセット の算出対象となる証券化エクスポートに関する事項	99
		出資その他これに類するエクスポートに関する事項	100
		出資その他これに類するエクスポートに関するリスク管理 の方針及び手続きの概要	100

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	101	出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益	148
出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益	101	連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）	148
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）	103	連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）	148
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）	101	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項	147
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項	101	金利リスク算定手法の概要	147
金利リスクに関する事項	102	金利リスクに関する事項	147
金利リスクの算定手法の概要	102	金利リスクに関する事項	147
金利リスクに関する事項	103		

連結情報編＊＊＊＊＊＊＊ 104

グループの概況	105
連結自己資本の充実の状況	136
自己資本の構成に関する事項	137
自己資本の充実度に関する事項	138
信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳	
138	
信用リスクに関する事項	140
リスク管理の方法及び手続きの概要	140
標準的手法に関する事項	140
信用リスクに関するエクspoージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高	
141	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	142
業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額	142
信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウエイト1250%を適用する残高	143
信用リスク削減手法に関する事項	144
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	144
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額	144
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	145
証券化エクspoージャーに関する事項	145
オペレーションナル・リスクに関する事項	145
出資その他これに類するエクspoージャーに関する事項	146
出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	146
出資その他これに類するエクspoージャーの連結貸借対照表計上額及び時価	146

基礎資料編

J A と は

協同組合原則

第1原則 自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や、社会的・人種的・政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

第2原則 組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権（一人一票）を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

第3原則 組合財政への参加

組合員は、自分たちの協同組合に公正に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。剩余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- ・できれば、準備金を積立てることにより、自分たちの組合を一層発展させるため。
- なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- ・組合の利用高に比例して、組合員に還元するため。
- ・組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

第4原則 自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

第5原則 教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分たちの組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、なかでも若者・オピニオン・リーダーにむけて、協同組合の特質と利点について広報活動します。

第6原則 協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

第7原則 地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

経営理念

地持続可能な地域社会と農業を目指して「協同」を基本に次の事業を展開します

1. 豊かな自然を守り地域社会の発展に貢献
2. 豊かな暮らしの基本である食と心の満足度を高める事業
3. 組合員を始め、地域の人々とともに信頼される JA 活動

経営方針

I. 農業

〈重点目標〉 農業者の所得増大

〈重要戦略〉

1. 地域を支える多様な担い手の確保と経営力強化
JA の総合機能を發揮し、普及センター、行政等と連携しながら、担い手の農業経営管理支援（農業経営コンサルティング）として経営分析や経営改善指導に基づき農業経営収支の改善を後押しし、継続して農業者の所得増大を目指します。
2. 所得増大に向けた生産力強化
普及センター、行政等と連携して、生産性の向上や生産トータルコスト低減による生産力強化の取組みをすすめ、農業者の所得増大を目指します。
3. 所得増大に向けた販売力強化
安定生産と品質向上の取組みに加えて、高付加価値化、販売を起点とした契約取引と产地間連携拡充による農業者の所得増大、所得の安定化を目指します。

II. 地域・くらし

〈重点目標〉 持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立

〈重要戦略〉

1. JA くらしの活動による地域貢献活動の展開
地域貢献のための JA くらしの活動を拡充・定着化し、JA と組合員および地域住民が、より強くつながった安心して暮らせる豊かな地域社会を目指します。
2. 女性・青年農業者の活躍促進
女性・青年農業者の JA 運営や地域・社会への参加・参画の拡充を目指します。

III. 組織・経営

〈重点目標〉 農業、地域・くらしを支える組織・事業基盤強化

〈重要戦略〉

1. 地域・組織・事業基盤を支える「人財」の育成・確保
役職員教育を通じて、加速する環境変化に対応する人財を育成し、協同組合運動者としての資質とコミュニケーション能力の向上を図り、地域・組織・事業基盤を支えます。
2. 収益構造並びに社会情勢の変化に対応した JA 経営基盤の確立・強化
マイナス金利等の影響による収益構造の変化や、コロナ禍を契機とした社会情勢の変化に対応するため、将来見通しを踏まえた経営計画の策定と実践 PDCA に基づく進捗管理に

より、持続可能な JA 経営基盤が確立・強化された状態を目指します。

また、リスク情報の主体的な収集と適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の強化により、経営の健全性が確保された状態を目指します。

3. JA 事業・活動に対する組合員の意思反映・運営参画の強化

組合員と徹底的に対話することにより、組合員の意思に基づいた組織・事業運営がされている状態を目指します。

また、構成割合が高まりつつある准組合員について、「農業や地域経済の発展を農業者と共に支えるパートナー」として JA・地域農業への理解を深めるとともに、准組合員の意見・要望が JA の事業・活動に反映されている状態を目指します。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」な JA バンクを目指します。この目標の達成に向け、信頼される JA を徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図ると共に、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

JA 共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

☆情報発信への取組み～ JA グループらしい積極的・効果的な情報発信～

〈重要戦略〉

1. JA グループ茨城広報戦略（仮称）に基づく対外広報の展開

「JA グループ茨城広報戦略（仮称）」に基づき、組合員内外に向けた JA グループ茨城の魅力や取組みを効果的かつ効率的に情報を発信し、本県農畜産物や JA グループ茨城の認知度向上とイメージアップを目指します。

またこれを実践するための人材育成と体制の構築を目指します。

2. 有益な情報のグループ内での共有と利活用の促進

グループ内の有益情報を共有・横展開し、効率的な情報発信および共通課題の解決を目指します。

3. 農業政策等のグループ共通課題の情報収集と機敏な対応

国会・県会・市町村議会議員や市町村長との関係強化を図り、ロビー活動（情報収集・政策要請等）を通じた課題解決を目指します。

経営管理体制

経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概要

経営環境と令和5年度の業況・事業実績・損益状況の概要

農業の現場においては肥料の価格引き下げはありましたが、それ以外の農薬や飼料、資材、燃料、物流費の価格上昇により生産現場は厳しい状況が続いている一方で販売物の価格転嫁が進まない環境になっています。コロナ対応では5月から5類への移行により人の活動が回復し、国民・インバウンド需要による消費活動の回復が見られます。

昨年、有機米研究会が発足しました。6名の生産者により生産を開始し、学校給食や生協、外食向けの販売を始めました。果樹は梨が価格、収量共に前年を上回る実績となりました。野菜では、高温の影響により果菜類や秋の作付けで被害を受けましたが、加工向けの値決めや、市場価格は堅調さを維持し前年を上回りました。野菜カットセンターでは、JR向けの販売やミールキットの販売が伸長しました。ゆりの郷では入館者の増加により前年を上回る結果になりました

この結果、事業利益 65,956 千円、経常利益 118,133 千円、当期剰余金 87,725 千円、自己資本比率 17.43% となりました。

決算概況を踏まえ対処すべき組合の課題

●不断の自己改革に関する取り組み

当JAの基本方針として、「農業者の所得増大」、「地域と暮らしを豊かにする協同組合運動の実践」、「JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を掲げ、この実現に向け不断の自己改革を実践します。

●地元農家後継者の発展・新規就農者募集企画への参加による担い手掘り起こしと育成

●JAの経営管理（ガバナンス）態勢の整備を図るため、JA役員の高いコンプライアンス体制の指揮と監督機能を発揮し整備改善を図る。

●JA 3ヵ年計画、「農業者の所得増大」「地域と暮らしを豊かにする協同組合の実践」「自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡大強化」運動の事業進捗管理と到達点の再確認

●金融・共済事業の利益減少と、コロナ収束後のゆりの郷の事業回復と他事業の収益の見直し

●直売所や野菜カットセンター等の増築構想など、次期事業の柱となる事業への投資

●JAの働き方改革の実施による職員不足、現場職員への過度な業務集中、休日労働の改善と働きやすい職場づくりの実現

令和5年度決算の概要と主要業務の概況

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業利益	▲ 23,808	13,753	6,425	65,956
経常利益	15,278	69,374	50,725	118,133
当期剰余金	▲ 9,804	74,780	40,110	87,725
総資産	52,802,284	54,299,446	53,060,178	54,258,764

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貯金	48,653,645	49,971,503	49,744,684	51,006,013
貸出金	3,521,699	4,845,863	5,005,390	4,931,196
長期共済保有高	111,578,661	105,079,561	99,974,379	94,661,113
購買品供給高	2,169,981	2,379,211	2,740,180	2,697,821
販売品取扱高	3,337,119	3,719,341	3,660,577	3,712,823

農業振興活動

- 安全・安心な農産物を提供するため、生産履歴の記帳を実施しています。新たに安全に生産するポイントを整理し、それを実践・記録する取り組み「GAP（農業生産工程管理）」にも取り組んでいます。
- 新規就農者支援のために、JA やさとでは毎年 1 組ずつ新規就農者を受け入れ、研修を行う制度を実施しております。この制度によりあらたに農家が誕生し、JA やさと管内で生産に励んでいます。また、朝日里山ファームでも研修生の受け入れを行っており年間 2 組 4 名の受け入れを可能としています。
- JA やさとでは農地を持っていない方にも気軽に農業に親しんでもらうため、市民農場を貸し出しております。

地域貢献情報

当組合は、組合員・利用者・地域の皆さんにご満足いただけるようきめ細かなサービスを提供するとともに、地域社会とのふれあいを大切に豊かな社会づくりを展開しております。

また、地域社会の一員としての責任を自覚し、各種の行事や催し物への参画や活動を通して、「人間と自然と産業の豊かな調和」「高齢化社会に対応した高齢者の健康の増進」「こころ豊かな生活の実現」「より美しい地域社会づくり」をめざした多彩な運動を展開し、地域社会への発展にお役に立ちたいと考えております。

- ◎毎年2回の献血バスによる献血
- ◎環境保全への協同運動の展開
- ◎『環境にやさしい農業』を目標とし、農廃ポリ・ビニール、期限切れ農薬の回収の他、他団体と協力し JA やさとが取り組んでいる「環境保全型社会」の積極的なアピールを展開しています。
- ◎稲作部会生産の「やさとのお米」を社会福祉協議会と連携してコロナ禍出制限される中、石岡市内のひとり親世帯に無料で配布し地産地消の重要性を理解していただきました。
- ◎女性部で花の寄せ植え体験を通して世代間交流を深め地域の緑化運動と豊かな暮らしの活動に取り組みました。
- ◎柿岡直売所、園部直売所において管内未就学児を対象にイラスト作品展を開催し普段かかわりの少ない若い世代から高齢者世代まで来場いただき、組合員、准組合員を始め地域住民の JA ファン作りに繋がりました。

リスク管理の状況

◇リスク管理の体制

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでなく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少し消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件について理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務等について事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画(BCP)」を策定しています。

◇マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理、反社会的勢力への対応 (マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針)

やさと農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。
(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇法令遵守体制 (コンプライアンス基本方針)

【前文】

- JA やさとは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- JA やさとが、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を開拓していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JA の担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を開拓し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を生かした質の高いサービスと、当組合の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

(コンプライアンス運営体制)

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長と委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門に各業務の主管部署・各支所にコンプライアンス担当を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効のある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専用窓口を設置しています。

◇法令遵守体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融ADR体制への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(本所金融課)

電話 : 0299-43-1101

受付時間 : 午前8時30分～午後5時(金融機関の休業日を除く)

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電話 : 03-3581-0031

受付時間 : 午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

第一東京弁護士会仲裁センター

電話 : 03-3595-8588

受付時間 : 午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

第二東京弁護士会仲裁センター

電話 : 03-3581-2249

受付時間 : 午前9時30分～午後3時(正午～午後1時を除く)

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所
(電話 : 03-6837-1359 受付時間 : 午前9時～午後5時(祝日及び金融機関の休業日を除く))
にお申し出下さい。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①現場調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、協同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現場調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容は一般社団法人 JA バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index/html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただかずか、

①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告した後被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

金融商品の勧誘方針

当組合では、貯金・定期積金、共済その他金融商品販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ・組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
- ・組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ・不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ・電話や訪問による勧説は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ・組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ・販売・勧説に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年1月末における自己資本比率は、16.99%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内容
発行主体	やさと農業協同組合
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	626百万円（前年度 635百万円）

（令和6年1月31日現在）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JA銀行システム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA銀行基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA銀行システム」といいます。

「JA銀行システム」は、JA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、JA系金融として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇貯金業務

組合員の皆様はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また公共料金、都道府県税、市町村税、各種税金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

・当組合の主な取扱商品

令和6年1月31日現在

種類	特色	期間	預入単位等
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能をもたせた大変便利な通帳です。	期間と出し入れの自由な口座です。	ご融資率 セットされた定期貯金の利率プラス0.5%
普通貯金	お財布代わりにいつでも引き出し自由。 年金の受け取り、各種公共料金の自動引き落としに便利です。	期間と出し入れの自由な口座です。	1円以上、1円単位
定期積金	目標額を定める目標式と、毎月一定額を掛込む定額式を選択できます。	6ヶ月以上5年以内。	原則として5,000円以上 1,000円単位。
積立定期	個々の積立を定期貯金として受入します。	個人のみスーパー期日。 (3年)	1円以上1千万円未満
定期貯金	あらかじめ期間を定める期限付き貯金です。	1ヶ月以上5年以内。	1円以上1円単位 大口は1千万円以上

(注) 金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認の上ご利用ください。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様な暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫の融資申込のお取り次ぎも行っております。

当組合の主な取扱商品

令和6年5月31日現在

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
JA 住宅ローン	住宅の新築・増改築、宅地の購入	18歳以上74歳以下の方で最終返済時満79歳以下の方	50万以上 1億円以内	3年以上 50年以内	元利均等又は 元金均等返済	基金協会又 は協同住宅 (株)ローンの 保証	必要に 応じ要 る
JAマイカーローン	自動車の購入に付 帯する費用	18歳以上の方で最終返 済時満79歳以下の方	10万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内	元利均等返済	基金協会の 保証	不要
JA 教育ローン	教育に関する資金	18歳以上の方で最終返 済時満70歳以下の方	10万円以上 1,000万円以内	最長15年 (6ヵ月以上 15年以内)	元利均等返済	基金協会の 保証	不要
カードローン	ご自由です	20歳以上満69歳以下 の方	50万円以内	1年 (1年ごと自 動的に更新)	約定返済又は 任意返済	基金協会の 保証	不要
アグリマイティ資金 農業関係		18歳以上の方で最終返 済時満74歳以下の方	事業費の100%の 範囲内	20年以内	元利均等又は 元金均等返済	基金協会の 保証	金額に より要 る
新認定農業者育成 特別資金	認定農業者	18歳以上満74歳以下 の方	500万円以内	5年以内	元利均等又は 元金均等返済	基金協会の 保証	必要に 応じ要 る

(注) 上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。

また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。

(詳しくは窓口にてご確認ください。)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

■「JAバンクキャッシュコーナー」ご利用時間帯・ご利用手数料(1回当たり)

お取引内容		平日	土曜	日曜	祝日
お引き出し	当 JA・県内 JA の キャッシュカード	8:45 ~ 19:00 (0 円)		9:00 ~ 17:00 (0 円)	
	県外 JA の キャッシュカード	8:45 ~ 19:00 (0 円)		9:00 ~ 17:00 (0 円)	
お預け入れ	当 JA・県内 JA の キャッシュカード	8:45 ~ 19:00 (0 円)		9:00 ~ 17:00 (0 円)	
	県外 JA の キャッシュカード	8:45 ~ 19:00 (0 円)		9:00 ~ 17:00 (0 円)	

注) 上記各手数料には消費税が含まれています。

■為替手数料一覧

		同一店内	当 JA 本支所 系統金融機関あて	他金融機関あて	
送金手数料			440 円	普通扱い (送金小切手) 660 円	
(窓口)	3万円未満	110 円	220 円	(文書扱い) 440 円	(電信扱い) 550 円
	3万円以上	330 円	440 円	660 円	770 円
(機械利用)		0 円	220 円		440 円
	(自動化機器利用)				
	3万円未満	0 円	110 円		330 円
	3万円以上	0 円	220 円		550 円
代金取立手数料	同地交換	220 円	隔地間	440 円 (普通扱い) 660 円 (至急扱い)	880 円
その他手数料		送金・振込の組戻料 660 円 取立手形店頭呈示料 1,100 円 (660 円を超える取立経費を要する場合は実費) 取立手形組戻料 1,100 円 不渡手形返却料 1,100 円 地方税の収納機関への振込 550 円			

注1) 代金取立手数料の同地交換取立手数料は担保、割引、商業手形に限り適用します。

注2) 機械利用とは、MT (磁気テープ)・FD (フロッピーディスク) による振込や定額送金・定額振替・登録総合振込による振込です。

注3) 上記の各手数料には消費税が含まれています。

注4) 地域農業や教育・福祉の発展に寄与する法人・団体の場合、当 JA の規程による上記金額の免除又は軽減措置があります。

お振り込みの場合には、ATM をご利用いただくと手数料がお安くなっています。

■(各主要提携金融機関 ATM)ご利用時間帯・ご利用手数料

ご利用カード		お引き出し（1回当たり）	お預け入れ（1回当たり）	残高照会
ご利用日・時間帯		当 JA、県内 JA、県外 JA	当 JA、県内 JA、県外 JA	当 JA、県内 JA、県外 JA
平日	8:45～18:00	110 円	110 円	0 円
	18:00～19:00	220 円	220 円	
土曜日	9:00～14:00	110 円	110 円	0 円
	14:00～17:00	220 円	220 円	
日祭日	9:00～17:00	220 円	220 円	

注1) 振込はご利用いただけません

注2) 上記の各手数料には消費税等が含まれています。

■両替手数料

持込枚数または受取枚数 いずれか多い枚数	当組合に口座をお持ちの方 ※本人名義のみ	左記以外の方
1 枚～100 枚	1 人 1 日 100 枚まで無料	330 円
101 枚～1,000 枚	330 円	
1,001 枚以上	660 円 1,000 枚ごとに 330 円加算	
記念硬貨の交換	無料	

■「JA 法人ネットバンク」ご利用手数料及びサービス内容

◇サービス内容

	ご利用内容
残高照会	事前に申し込みいただいたご利用口座のご照会時点の残高がご照会いただけます。
入出金明細照会	事前に申し込みいただいたご利用口座の入金明細（最大3ヶ月）がご照会いただけます。
振込	事前に申し込みいただいたご利用口座から、当 JA を含む全国の JA 本支店及び他行の国内支店への振込（電信扱い）がご利用いただけます。

振込手数料

振込先 振込金額	同一店内	当 JA 本支所間	県内 JA	県外 JA	他金融機関
3 万円未満	0 円	0 円	110 円	220 円	220 円
		0 円	220 円	330 円	440 円

注) 上記の各手数料には消費税等が含まれています。

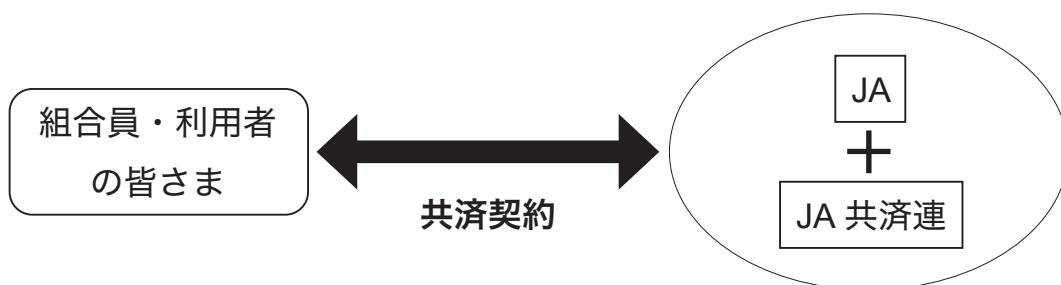
共済事業

◇JA共済の仕組み

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保険と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



J A JA共済の窓口です。

JA共済連 JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

【主な共済の種類】

■養老生命共済

この共済は、被共済者が期間内に亡くなるあるいは後遺障害などの状態になられたときに共済金をお支払いすることで、生活保障をはかります。なにごともなく満期を迎えた場合には満期共済金をお支払いいたしますので、資金の蓄積もできます。

■医療共済

入院や通院といった場合の保障に対応できます。

■建物更生共済

この共済は、建物や家財などについてご契約いただくことで、対象が火災や、地震・風水害等の自然災害、盗難などで損害を受けた場合にその保障をいたします。また、保障期間が満期を迎えた場合には、満期共済金をお支払いいたします。

■年金共済

この共済は、所定の年金支払開始日以後に年金をお支払することによって、老後の生活の安定をはかることを目的とするものです。

■自動車共済

この共済は、主に自動車事故に関する「相手方への賠償」、「ご自身の保障」、「お車の保障」から構成されています。保障項目につきましては、一定条件のもと、必要なものをお選びいただけます。

購買事業

購買事業は、農業生産に必要な生産資材や、お客様の生活に必要な生活物資を計画的に共同購入し、組合員・利用者・地域の皆さんに幅広く優良商品を提供する事業です。

今後ともお客様に便利な商品の提供を心がけてまいりますのでお気軽にご利用ください。

販売事業

販売事業は、農家が生産した農畜産物をとりまとめ、首都圏をはじめとして共同販売を行い、消費者の皆さんへ安心安全で高品質・新鮮な農畜産物をお届けする事業です。地元での地産地消にも力を入れており、柿岡直売所・園部直売所・ゆりの郷物産館の各直売所では、いつでも地元の新鮮な農産物を購入することができます。これからも、消費者の皆さんへ安心安全で優良な農産物の提供を心がけてまいります。



加工事業

■ 納豆工場

当JAで加工販売される納豆は、地元産大豆を使用し、リピーターの多い商品です。美味しさの秘密は、タンパク質が多く脂肪が少

ない国産大豆原料と製造技術にあります。平成26年の全国納豆鑑評会において「やさとの恵み」が特別賞を受賞しました。



■ 野菜カットセンター

生産者の規模拡大、農家所得の増大を促すことを目的に平成29年6月からスタートした野菜カットセンターでは、玉ねぎ、長ネギのカットを中心に日量1tのカット野菜を出荷しています。

生産施設利用事業

■ 鶏卵センター

鶏卵センターでは、組合員の方からお預かりした卵を洗浄、ひび割れの確認等の作業を経て、皆さんへ供給しております。



その他事業

■ JAやさとセレモニーホール

■ JAやさと会館

地域の皆様のニーズに応え、家族葬から一般層まで、宗教・宗派を問わず専門スタッフが真心を込めてきめ細やかなお手伝いをいたします。



■ JAやさと柿岡直売所

柿岡地区にある直売所です。新鮮な野菜や卵に加え、直売所内にて調理した惣菜も取り扱っていますので、是非ご利用下さい。

住 所	石岡市柿岡 3638-1
電 話	TEL 0299-44-8310 FAX 0299-43-0831
定休日	1月1日～3日
営業時間	AM9:00～PM6:00



■ JAやさと園部直売所 里の四季

園部地区にあるJAやさと直売所です。毎日、新鮮な野菜や卵が店内を飾り、多くのお客様で賑わっています。

住 所	石岡市宮ヶ崎 472-2
電 話	TEL 0299-46-6479 FAX 0299-56-2230
定休日	1月1日～3日
営業時間	AM8:30～PM6:00



■そば処「里のめぐみ」(園部直売所2階)

園部直売所2階にあるそば処「里のめぐみ」では、里山の風景を楽しみながら、地元産のそば粉を使った生蕎麦がいただけます。

住 所	石岡市宮ヶ崎 472-2
電 話	TEL・FAX 0299-46-6479
定休日	水曜日
営業時間	AM11:00～PM3:00



■やさと温泉「ゆりの郷」

筑波山麓の豊かな大自然が望める露天風呂が自慢のやさと温泉ゆりの郷。自然との一体感に溢れる「万葉の湯」と、岩造りが楽しめる「真秀（まほら）の湯」が男女日替。効能は神経痛・関節痛・慢性消化器病など。



■いちご家のむのむ

1月初旬から5月上旬にかけて営業している「いちご家のむのむ」は、JAとイチゴ農家が協力して運営する観光いちご園です。しゃがむことなくイチゴが収穫でき、多くの方に喜ばれています。同園では、6品種が栽培されており、様々な品種の食べくらべが楽しめます。お問い合わせはやさと温泉「ゆりの郷」(0299-42-4126)まで。



■加工事業

営農流通センター隣にある精米センターでは、低温倉庫で貯蔵している米を精米し、管内の給食センターや病院等のほか、生協にも出荷し好評を得ています。

また、こちらで精米したお米は、やさと温泉「ゆりの郷」食事処“紫峰”でお召しあがりいただけるほか、直営の直売所でも販売しています。

指導事業

循環型農業を目指すJAやさとでは、豊かな自然を生かして、安全・安心な農畜産物を多品目にわたって生協、市場に提供しています。これからも地域総合産直を推し進め、JAやさとブランドを確立して行きます。



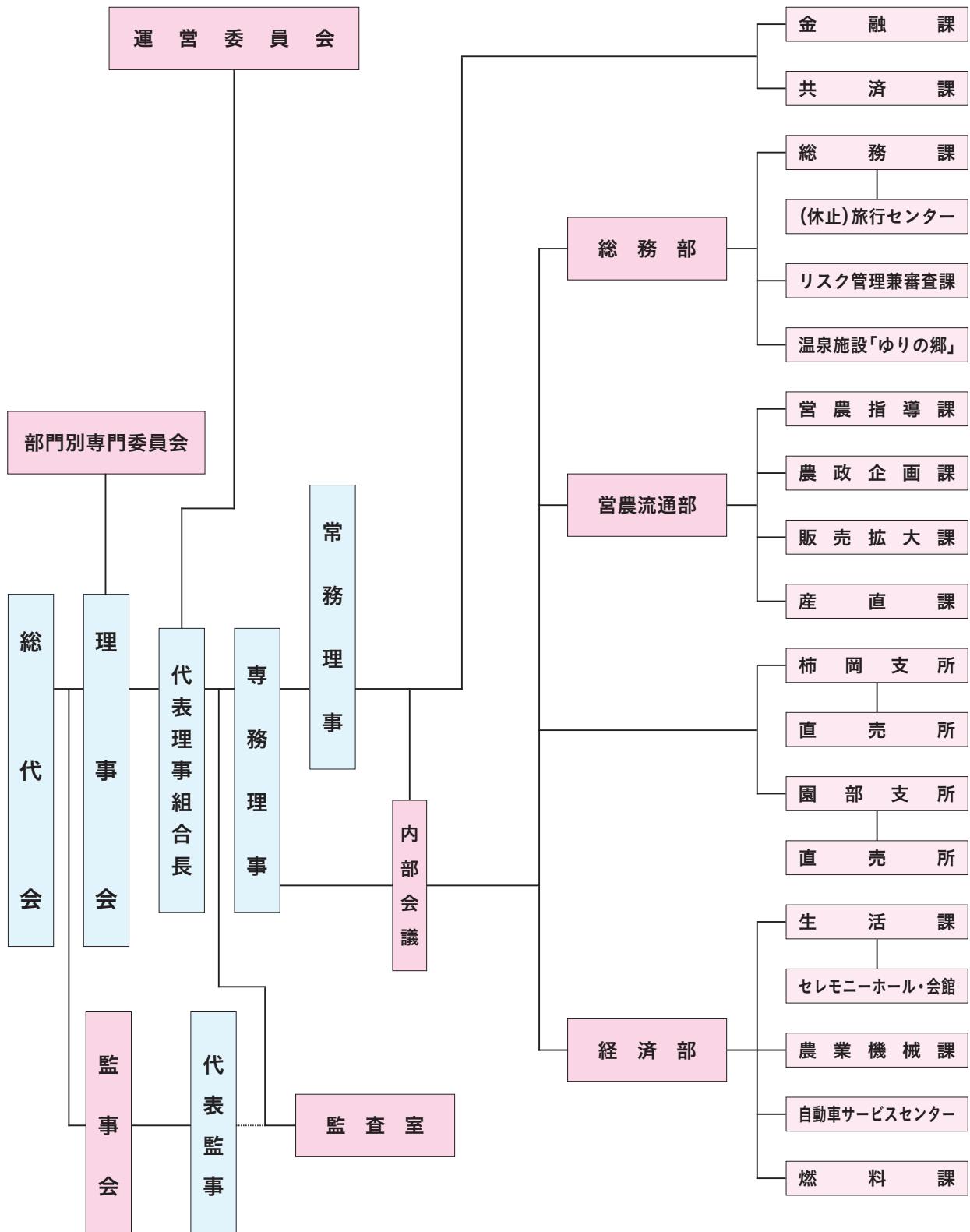
概況・組織

沿革

昭和 63 年	1988	小桜農協が合併
平成元年 (昭和 64 年)	1989	納豆工場完成、やさと納豆販売開始
平成 2 年	1990	林給油所、旅行センター完成
4 年	1992	八郷の梨銘柄産地指定 CP センター完成、流通センター完成
5 年	1993	全国梨大会開催
7 年	1995	産直 20 年周年 園部直売所オープン
12 年	2000	やさと温泉「ゆりの郷」オープン
17 年	2005	柿岡直売所オープン
18 年	2006	行政の合併により名称を「やさと農業協同組合」へ 温泉入場者 100 万人 セレモニーホール完成
20 年	2008	温泉入場者 150 万人
22 年	2010	園部直売所リニューアルオープン
23 年	2011	JA による畑総事業開始
24 年	2012	本格カボチャ焼酎「星空のシンデレラ」発売 農業生産法人「やさと菜苑株式会社」設立 セルフスタンド JASS-PORT やまと完成
25 年	2013	JA やまと梨部会茨城県銘柄産地指定更新 JA やまと会館 完成
26 年	2014	温泉入場者 250 万人
27 年	2015	「星空のシンデレラプレミアム」発売 純米大吟醸「やまとクリスタル」発売
28 年	2016	野菜カットセンター稼働
29 年	2017	温泉入館者 300 万人
30 年	2018	総代会において支所統廃合が決定
平成 31 年 令和元年	2019	柿岡、園部の 2 支所に統合される 温泉入館者 350 万人
2 年	2020	種子センターに低温貯蔵庫を建築
5 年	2023	有機栽培部会が第 52 回日本農業賞集団組織の部大賞を受賞

機構図

令和6年4月1日現在



役員構成

令和6年5月31日現在

役職名	氏名
代表理事組合長	神生 賢一
専務理事	廣澤 和善
常務理事	吉岡 進
理事(非常勤)	小松 與平
理事(非常勤)	中嶋 照子
理事(非常勤)	櫻井 茂幸
理事(非常勤)	小松崎 薫
理事(非常勤)	長谷川 清二
理事(非常勤)	谷田部 貞雄
理事(非常勤)	川井 幸一
理事(非常勤)	足立 義則

役職名	氏名
理事(非常勤)	加藤 光枝
理事(非常勤)	岩瀬 直孝
理事(非常勤)	小松崎 章
理事(非常勤)	久家 英明
理事(非常勤)	福田 祐子
理事(非常勤)	森田 豊和
代表監事	小林 靖夫
常勤監事	富田 哲司
特定監事	仲野谷 幸子
監事	外ノ岡 政典
員外監事	大枝 茂樹

職員数

区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
管理	11	1	-	11
営農指導員	8	-	-	8
生活指導員	1	-	-	1
信用	19	-	1	18
(うち貸付)	9	-	-	9
(うち貯金)	10	-	1	9
共済	21	-	3	18
購買	24	7	-	31
販売	12	-	6	6
倉庫	1	-	-	1
加工	9	-	1	8
利用	5	-	1	4
その他事業	8	2	-	10
合計	118	10	12	116
(うち常勤嘱託)	14	-	-	14
平均年齢	39.75			40.54
平均勤続年数	15.81			

組合員数

資格区分		令和4年度	令和5年度
正組合員数			
個 人	男 性	3,227	3,174
	女 性	529	528
	計	3,756	3,702
法 人		10	10
小 計		3,766	3,712
准組合員数			
個 人	男 性	813	815
	女 性	325	341
	計	1,138	1,156
団 体		53	54
小 計		1,191	1,210
組合員総数			
個 人	男 性	4,040	3,989
	女 性	854	869
	計	4,894	4,858
法人または団体		63	64
合 計		4,957	4,922

組合員組織の情報

組 織 名	構 成 員 数	担 当 部 署
養 豚 部 会	3	當 農 指 導 課
鶏 卵 部 会	10	產 直 課
な し 部 会	50	當 農 指 導 課
野 菜 部 会	133	當 農 指 導 課
採 種 部 会	63	當 農 指 導 課
イ チ ゴ 部 会	7	當 農 指 導 課
施 設 園 芸 部 会	10	當 農 指 導 課
加 工 マ テ ラ ト 部 会	5	當 農 指 導 課
柿 部 会	20	當 農 指 導 課
梅 部 会	11	當 農 指 導 課
ぶ ど う 部 会	38	當 農 指 導 課
キ ウ イ 部 会	15	當 農 指 導 課
有 機 栽 培 部 会	31	當 農 指 導 課
稻 作 部 会	39	當 農 指 導 課

地区一覧

石岡市 柿岡地区 芦穂地区 瓦会地区 林地区
小幡地区 恋瀬地区 園部地区 小桜地区

店舗等のご案内

店舗名	住所	電話番号	取扱業務	ATM設置台数
本所	柿岡 3236-6	0299-43-1101	金融, 共済, 経済	ATM 1台
柿岡支所	柿岡 3236-6	0299-43-0014	//	ATM 1台
園部支所	山崎 1718-1	0299-46-0095	//	ATM 1台
旧柿岡支所	柿岡 3638-1		ATMのみ稼働	ATM 1台
旧恋瀬支所	小見 825-1		//	ATM 1台
旧小桜支所	川又 796-21		//	ATM 1台
セイコーマート小幡店	小幡 4094-1		//	ATM 1台

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません(令和6年1月31日現在)

会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和6年1月現在) 所在地 東京都港区芝

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、各項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額は単位未満を切り捨てにより表示しております。よって合計額が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

(単位 : 千円)

資産の部	令和4年度		令和5年度	
	(令和5年1月31日現在)		(令和6年1月31日現在)	
1. 信用事業資産		48,271,621		49,346,201
(1) 現 金		302,314		309,974
(2) 預 金		37,638,790		38,748,781
系統預金	37,567,312		38,697,713	
系統外預金	71,478		51,068	
(3) 有価証券		5,135,343		5,139,340
国 債	2,823,673		2,848,210	
受益証券	2,311,670		2,291,130	
(4) 貸出金		5,005,390		4,931,196
(5) その他の信用事業資産		217,140		222,124
未収収益	212,832		216,928	
その他の資産	4,307		5,195	
(6) 貸倒引当金		▲ 27,357		▲ 5,215
2. 共済事業資産		255		252
(1) その他の共済事業資産		255		252
3. 経済事業資産		892,154		925,276
(1) 経済事業未収金		523,703		480,073
(2) 経済受託債権		—		
(3) 棚卸資産		417,472		467,760
購買品	205,992		208,173	
販売品(米)	172,509		210,409	
その他棚卸資産	38,970		49,177	
(4) その他の経済事業資産		13,498		8,516
(5) 貸倒引当金		▲ 62,520		▲ 31,073
4. 雑 資 産		126,631		117,891
5. 固 定 資 産		952,075		891,070
(1) 有形固定資産		951,183		890,604
建物	1,919,001		1,922,155	
機械装置	602,300		582,877	
土 地	336,628		315,466	
建設仮勘定	6,608		6,608	
その他の有形固定資産	771,369		768,128	
減価償却累計額	▲ 2,684,725		▲ 2,704,632	
(2) 無形固定資産		892		466
ソフトウェア	892		466	
6. 外部出資		2,721,585		2,893,327
(1) 外部出資		2,733,504		2,903,504
系統出資	2,655,874		2,805,874	
系統外出資	50,930		50,930	
子会社等出資	26,700		46,700	
(2) 外部出資等損失引当金		▲ 11,918		▲ 10,176
7. 繰延税金資産		95,854		84,744
資 産 の 部 合 計		53,060,178		54,258,764

(単位：千円)

負債の部	令和4年度		令和5年度	
	(令和5年1月31日現在)		(令和6年1月31日現在)	
1. 信用事業負債		49,975,618		51,214,257
(1) 賢金	49,744,684		51,006,013	
(2) 借入金	201,413		200,942	
(3) その他の信用事業負債	29,521		7,302	
未払費用	1,316		1,577	
その他の負債	28,204		5,725	
2. 共済事業負債		152,445		161,754
(1) 共済資金	68,817		81,499	
(2) 未経過共済付加収入	83,388		80,164	
(3) その他の共済事業負債	240		91	
3. 経済事業負債		311,765		317,073
(1) 支払手形	—		—	
(2) 経済事業未払金	305,311		312,617	
(3) 経済受託債務	6,158		4,456	
(4) その他の経済事業負債	295		—	
4. 雜負債		110,403		94,371
(1) 未払法人税等	2,081		1,597	
(2) 資産除去債務	13,660		13,660	
(3) その他の負債	94,611		79,114	
5. 諸引当金		293,835		279,722
賞与引当金	21,264		21,409	
退職給付引当金	256,771		246,879	
役員退職慰労引当金	15,799		11,433	
6. 再評価にかかる繰延税金負債		55,750		53,359
負債の部合計		50,899,819		52,120,540

純資産の部	令和4年度		令和5年度	
	(令和5年1月31日現在)		(令和6年1月31日現在)	
1. 組合員資本		3,243,457		3,323,444
(1) 出資金	635,655		626,219	
(2) 資本準備金	90		90	
(3) 利益剰余金	2,617,233		2,699,970	
利益準備金	1,100,538		1,109,538	
その他利益剰余金	1,516,695		1,590,432	
税効果調整積立金	95,854		84,744	
農業関連施設等整備積立金	200,000		200,000	
加工施設整備積立金	105,500		105,500	
信用事業基盤強化積立金	397,684		420,000	
教育基金積立	38,385		38,385	
固定資産減損会計等積立金	48,927		27,765	
修繕等積立金	6,000		6,000	
本支所建設積立金	230,000		240,000	
特別積立金	195,500		195,500	
当期末処分剰余金	198,844		272,537	
(うち当期剰余金(▲は当期損失金))	(40,110)		(87,725)	
(4) 処分未済持分	▲ 9,522		▲ 2,836	
2. 評価・換算差額金		▲ 1,083,098		▲ 1,185,220
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 1,228,612			▲ 1,324,494
(2) 土地再評価差額金	145,514			139,274
純資産の部合計		2,160,359		2,138,224
負債及び純資産の部合計		53,060,178		54,258,764

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	令和4年2月1日から 令和5年1月31日		令和5年2月1日から 令和6年1月31日	
		1,023,152		1,135,358
1. 事業総利益				
事業収益		4,795,350		5,048,165
事業費用		3,772,198		3,912,806
(1) 信用事業収益		316,326		315,059
資金運用収益	298,007		300,645	
(うち預金利息)	(203,786)		(207,067)	
(うち有価証券利息)	(35,559)		(36,019)	
(うち貸出金利息)	(45,598)		(43,420)	
(うちその他受入利息)	(13,063)		(14,137)	
役務取引等収益	12,364		12,446	
その他事業直接収益	3,579			
その他経常収益	2,375		1,968	
(2) 信用事業費用		24,482		4,511
資金調達費用	2,925		3,033	
(うち貯金利息)	(2,650)		(2,861)	
(うち給付補填備金繰入)	(10)		(4)	
(うち借入金利息)	—		—	
(うちその他支払利息)	(265)		(166)	
役務取引等費用	5,659		5,512	
その他事業直接費用	—		142	
その他経常費用	15,896		▲ 4,177	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 2,618)		(▲ 22,142)	
信 用 事 業 総 利 益		291,843		310,548
(3) 共済事業収益		208,156		206,790
共済付加収入	194,404		193,999	
その他の収益	13,751		12,790	
(4) 共済事業費用		3,447		3,561
共済推進費	—		—	
その他の費用	3,447		3,561	
共 済 事 業 総 利 益		204,708		203,228
(5) 購買事業収益		2,203,947		2,283,611
購買品供給高	2,065,170		2,147,658	
購買品手数料	58,845		55,164	
修理サービス料	60,429		55,242	
その他の収益	19,502		25,546	
(6) 購買事業費用		1,898,414		1,960,826
購買品供給原価	1,805,264		1,880,011	
購買品供給費	45,516		49,430	
修理サービス費	9,289		7,126	

科 目	令和4年度 令和4年2月1日から 令和5年1月31日		令和5年度 令和5年2月1日から 令和6年1月31日	
その他の費用			24,257	
(うち貸倒引当金戻入益)			(▲ 18,060)	
購 買 事 業 総 利 益		305,533		332,784
(7) 販 売 事 業 収 益	855,396			915,100
販売品販売高	657,975		699,716	
販売手数料	89,631		94,259	
その他の収益	107,790		121,124	
(8) 販 売 事 業 費用	768,026			806,081
販売品販売原価	604,217		607,293	
販売費	71,144		81,793	
その他の費用	92,663		116,995	
販 売 事 業 総 利 益		87,370		109,018
(9) 保 管 事 業 収 益	2,859			2,808
(10) 保 管 事 業 費用	2,157			2,738
保 管 事 業 総 利 益		701		69
(11) 加 工 事 業 収 益	361,056			414,565
(12) 加 工 事 業 費用	293,276			327,500
加 工 事 業 総 利 益		67,779		87,065
(13) 利 用 事 業 収 益	401,202			394,785
(14) 利 用 事 業 費用	324,404			325,838
利 用 事 業 総 利 益		76,798		68,946
(15) そ の 他 事 業 収 益	438,132			506,484
(16) そ の 他 事 業 費用	445,068			472,717
そ の 他 事 業 総 利 益		▲ 6,935		33,767
(17) 指 導 事 業 収 入	8,272			8,959
(18) 指 導 事 業 支 出	12,921			9,031
指 導 事 業 収 支 差 額		▲ 4,648		▲ 71

科 目	令和4年度		令和5年度	
	令和4年2月1日から 令和5年1月31日		令和5年2月1日から 令和6年1月31日	
		1,016,726		1,069,402
2. 事業管理費				
(1) 人件費		788,743		826,789
(2) 業務費		76,304		82,239
(3) 諸税負担金		13,735		13,074
(4) 施設費		136,337		143,445
(5) その他事業管理費		1,607		3,763
事 業 利 益 (▲ は 事 業 損 失)		6,425		65,956
3. 事業外収益		48,200		53,973
(1) 受取雑利息		917		447
(2) 受取出資配当金		36,872		38,572
(3) 賃貸料		7,356		7,174
(4) 外部出資等損失引当金戻入		714		1,741
(5) 雜収入		2,339		6,037
4. 事業外費用		3,900		1,796
(1) 寄付金		600		315
(2) 外部出資等損失引当金繰入		—		—
(3) 雜損失		3,300		1,481
経 常 利 益 (▲ は 経 常 損 失)		50,725		118,133
5. 特別利益		6,915		2,525
(1) 固定資産処分益		21		728
(2) 一般補助金		381		100
(3) その他の特別利益		6,513		1,697
6. 特別損失		10,181		21,303
(1) 固定資産処分損		—		118
(2) 固定資産圧縮損		381		—
(3) 減損損失		—		21,162
(4) その他の特別損失		9,800		22
税引前当期利益(▲は税引前当期損失)		47,459		99,354
7. 法人税、住民税及び事業税		1,951		2,910
8. 法人税等調整額		5,397		8,719
法人税等合計		7,349		11,629
当期剩余金(▲は当期損失金)		40,110		87,725
遡及処理後当期首繰越剩余额(又は当期首繰越剩余额)		152,267		146,299
税効果調整積立金取崩		6,466		11,109
固定資産減損等積立金取崩額		—		21,162
土地再評価差額金取崩額		—		6,240
当期末処分剩余额(▲は当期末未処理損失金)		198,844		272,537

キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から 令和5年1月31日)	令和5年度 (令和5年2月1日から 令和6年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	47,459	99,355
減価償却費	80,658	74,572
減損損失	—	21,162
貸倒引当金の増加額	▲ 8,769	▲ 53,590
賞与引当金の増加額	390	145
退職給付引当金の増加額	9,930	▲ 9,892
その他引当金等の増加額	3,822	▲ 6,108
信用事業資金運用収益	▲ 296,601	▲ 299,276
信用事業資金調達費用	2,925	3,033
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 37,789	▲ 39,020
有価証券関係損益	▲ 4,984	▲ 1,226
固定資産売却損益	▲ 21	▲ 610
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	▲ 191,129	52,922
預金の純増減	1,577,999	▲ 550,000
貯金の純増減	▲ 226,818	1,261,329
信用事業借入金の純増減	▲ 471	▲ 471
その他信用事業資産の純増減	3,127	▲ 885
その他信用事業負債の純増減	▲ 98,153	▲ 1,200
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減	▲ 256	12,681
未経過共済付加収入の純増減	▲ 3,766	▲ 3,224
その他共済事業資産の純増減	▲ 85	3
その他共済事業負債の純増減	18	▲ 149
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	▲ 34,809	43,630
経済受託債権の純増減	1,791	—
棚卸資産の純増減	45,173	▲ 50,287
支払手形及び経済事業未払金の純増減	15,426	7,306
経済受託債務の純増減	▲ 9,214	▲ 1,702
その他経済事業資産の純増減	▲ 5,951	4,982
その他経済事業負債の純増減	▲ 992	▲ 296
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	▲ 5,417	8,740
その他の負債の純増減	▲ 17,736	6,244
未払消費税等の増減額	▲ 7,681	▲ 10,562
信用事業資金運用による収入	306,518	295,176
信用事業資金調達による支出	▲ 3,330	▲ 2,779

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から 令和5年1月31日)	令和5年度 (令和5年2月1日から 令和6年1月31日)
事業分量配当金の支払額	▲ 7,949	▲ 9,936
小 計	1,133,309	850,070
雑利息及び出資配当金の受取額	37,789	39,020
法人税等の支払額	▲ 22,235	▲ 3,395
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,148,864	885,695
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 1,182,237	▲ 499,057
有価証券の売却による収入	699,355	391,404
有価証券の償還による収入	—	9,000
補助金の受入れによる収入	381	—
固定資産の取得による支出	▲ 61,589	▲ 34,875
固定資産の売却による収入	21	755
外部出資による支出	▲ 150,000	▲ 170,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 694,068	▲ 302,773
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	▲ 4,130	▲ 9,436
持分の取得による支出	▲ 1,150	▲ 1,612
持分の譲渡による収入	1,150	8,298
出資配当金の支払額	▲ 6,413	▲ 12,522
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 10,543	▲ 15,272
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	444,252	567,650
5 現金及び現金同等物の期首残高	615,252	1,059,505
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,059,504	1,627,155

注記表

■令和4年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 子会社株式：移動平均法による原価法
 その他有価証券
 ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法
 購買品（一品管理）：総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 販売品（　　米　　）：総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 その他の棚卸資産
 （大豆等、原材料費、）：最終仕入原価法による原価法
 （仕掛品　　）（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3)固定資産の減価償却の方法
 ①有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 ○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 ○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定に基づき本年度一括償却しております。
 ②無形固定資産
 定額法を採用しております。
- (4)引当金の計上基準
 ①貸倒り引当金
 貸倒り引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上

しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④利用事業

共同選果場・鶏卵センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。ただし、収益認識会計基準第84項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を適用していません。

この結果、当事業年度の購買事業収益が470,403千円、購買事業費用が470,403千円減少しております。これによる当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

(2)時価算定基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書の表示方法)

従来、損益計算書の開示項目を当組合独自の項目としていましたが、農協法施行規則に基づいた項目で開示しております。

農産物加工事業として開示していた納豆工場、野菜カットセンター、鶏卵加工事業につきましては、加工事業として開示しております。

生産施設利用事業として開示していた鶏卵センター、種子センター事業につきましては、利用事業として開示しております。

各種事業として開示していた葬祭事業は利用事業として開示し、精米センターは加工事業として開示し、直売所・旅行センターはその他事業として開示しております。

生活関連事業として開示していたふれあい食材事業は購買事業として開示し、温泉施設事業につきましてはその他事業として開示しております。

その他農業関連事業として開示していた野菜セットセンター、直販事業は販売事業として開示し、農業体験等事業につきましてはその他事業として開示しております。

これによる当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 95,854千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資

産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 89,878千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は624,291千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	327,868千円	建物付属設備	28,583千円
構築物	11,120千円	車両・運搬具	10,509千円
器具・備品	18,015千円	機械装置	228,194千円

(2)担保に供している資産

定期預金2,000,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を収納代理の担保に、それぞれ供しています。

(3)子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 8,954千円

子会社等に対する金銭債務の総額 11,028千円

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 26,578千円

(5)債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は7,213千円、危険債権額は34,036千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,249千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6)土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 62,696千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1)子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	16,872千円
うち事業取引高	16,276千円
うち事業取引以外の取引高	596千円
②子会社等との取引による費用総額	246千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	246千円

(2)棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、12,261千円の棚卸評価損が含まれています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が156,953千円減少するものと把握しています。

す。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	37,638,790	37,629,379	▲ 9,411
有価証券			—
国債	2,823,673	2,823,673	—
受益証券	2,311,670	2,311,670	—
貸出金	5,005,390		
貸倒引当金(*1)	▲ 27,357		
貸倒引当金控除後	4,978,032	4,956,641	▲ 21,391
資産計	47,752,166	47,721,364	▲ 30,802
貯金	49,744,684	49,734,057	▲ 10,626
負債計	49,744,684	49,734,057	▲ 10,626

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	2,733,504
外部出資等損失引当金	▲ 11,918
外部出資等損失引当金控除後	2,721,585
合 計	2,721,585

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	37,638,790	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	9,053	—	—	—	—	2,814,620
受益証券	—	—	—	—	—	2,311,670
貸出金(*1、2)	632,209	399,429	323,260	301,409	273,109	3,070,681
合 計	38,280,053	399,429	323,260	301,409	273,109	8,699,921

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)145,530千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等5,290千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	48,295,754	801,398	582,971	55,705	8,854	—
合計	48,295,754	801,398	582,971	55,705	8,854	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券		
	国債	2,823,673	▲ 740,282
	受益証券	2,311,670	▲ 488,330
	小計	5,135,343	▲ 1,228,612
合計	5,135,343	6,363,955	▲ 1,228,612

※上記評価差額に▲1,228,612千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	699,355	3,579	—
合計	699,355	3,579	—

(3)当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	246,840千円
退職給付費用	49,006千円
退職給付の支払額	▲8,574千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲30,501千円
期末における退職給付引当金	256,771千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	755,852千円
特定退職金共済制度	▲499,080千円
退職給付引当金	256,771千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	49,006千円
退職給付費用	49,006千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,724千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、111,271千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生原因別の主な内訳

總延税金資産

減価償却限度超過	20,019千円
個別貸倒引当金限度超過	20,329千円
未収利息不計上	632千円
賞与引当金限度超過額	5,890千円
賞与対応未払保険料	1,032千円
未払事業税	261千円
役員退職慰労引当金	4,376千円
年度末手当	5,093千円
年度末手当法定福利費	860千円
退職給付引当金繰入	71,125千円
園部梨選果場屋根工事	940千円
その他有価証券評価差額	340,325千円
土地減損損失	21,189千円
やさと菜苑出資引当金	3,301千円
資産除去債務	3,783千円
農協観光出資減損損失	554千円
借地権・未収入金・その他負債	466千円
總延税金資産小計	500,184千円
評価性引当額	▲404,330千円
總延税金資産合計	95,854千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲10.1%
住民税均等割額	1.3%
評価性引当額の増減	4.2%
その他	▲8.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3%

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1)「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

①借手となるリース取引

(ア)オペレーティング・リース取引のうち解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	102	71	174

(2)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①当該資産除去債務の概要

当組合の旧芦穂支所及び旧小桜支所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年、割引率は0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,860千円
資産除去債務認識に伴う増加額	9,800千円
期末残高	13,660千円

(3)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は335,183千円です。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）：総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（　　米　　）：総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

（大豆等、原材料費、）：最終仕入原価法による原価法

（仕掛品　　）（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒り引当金

貸倒り引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

す。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5) 主要な事業における収益の計上基準

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点での収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点での収益を認識しております。

⑤ 利用事業

共同選果場・鶏卵センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等

との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 84,744千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積額については、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 21,162千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 36,288千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は624,291千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	356,452千円	構築物	11,120千円
車両・運搬具	10,509千円	器具・備品	18,015千円
機械装置	228,194千円		

(2)担保に供している資産

定期預金2,000,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を収納代理の担保に、それぞれ供しています。

(3)子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 6,531千円

子会社等に対する金銭債務の総額 37,800千円

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 15,905千円

(5)債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は28,795千円、危険債権額は3,201千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は31,997千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6)土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 62,886千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1)子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	20,286千円
うち事業取引高	19,640千円
うち事業取引以外の取引高	646千円
②子会社等との取引による費用総額	0千円
うち事業取引高	0千円

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が194,948千円減少するものと把握しています。

す。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	38,748,781	38,733,676	▲ 15,104
有価証券			
国債	2,848,210	2,848,210	—
受益証券	2,291,130	2,291,130	—
貸出金	4,931,196		
貸倒引当金（＊）	▲ 5,215		
貸倒引当金控除後	4,925,981	4,894,156	▲ 31,824
資産計	48,814,102	48,767,173	▲ 46,929
貯金	51,006,013	50,990,868	▲ 15,144
負債計	51,006,013	50,990,868	▲ 15,144

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	2,903,504
外部出資等損失引当金	▲ 10,176
外部出資等損失引当金控除後	2,893,327

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	38,198,781	—	—	—	550,000	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	—	—	3,700,000
受益証券	—	—	—	—	100,000	2,700,000
貸出金(*1、2)	573,248	362,491	343,147	321,834	298,296	3,027,692
合計	38,772,030	362,419	343,147	321,834	948,296	9,427,692

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)123,465千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等4,485千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	49,824,730	595,000	532,262	10,879	43,139	—
合計	49,824,730	595,000	532,262	10,879	43,139	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券		
	国債	100,090	100,000
	小計	100,090	100,000
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券		
	国債	2,748,120	3,563,834
	受益証券	2,291,130	2,800,000
合計	小計	5,039,250	6,363,834
		5,139,340	6,463,834
			▲ 1,324,584
			▲ 1,324,494

8. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	256,771千円
退職給付費用	49,258千円
退職給付の支払額	▲27,740千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲31,409千円
期末における退職給付引当金	246,879千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	735,820千円
特定退職金共済制度	▲488,940千円
退職給付引当金	246,879千円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	49,258千円
退職給付費用	49,258千円

(2)特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,724千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,514千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

減価償却限度超過	15,395千円
個別貸倒引当金限度超過	5,654千円
未収利息不計上否認	250千円
賞与引当金限度超過額	5,930千円
賞与対応未払保険料	1,059千円
未払事業税	128千円
役員退職慰労引当金容認	3,167千円
年度末手当	3,284千円
年度末手当法定福利費	549千円
退職給付引当金繰入否認額	68,385千円
その他有価証券評価差額	366,910千円
土地再評価減損損失	21,235千円
やさと菜苑出資引当金	2,818千円
資産除去債務	3,783千円
農協観光出資減損損失	554千円
借地権・未収入金・その他負債	466千円
土地減損損失否認	3,471千円
繰延税金資産小計	503,044千円
評価性引当額	▲418,300千円
繰延税金資産合計	84,744千円

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲8.8%
住民税均等割額	0.6%
評価性引当額の増減	▲12.7%
その他	3.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.7%

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①当該資産除去債務の概要

当組合の旧芦穂支所及び旧小桜支所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,660千円
期末残高	13,660千円

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は306,309千円です。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度			令和5年度		
当期末処分剰余金			198,844,241			272,537,621
任意積立金取崩額			397,684,261			—
信用事業基盤強化積立金		397,684,261				—
剰余金処分額			450,228,938			137,368,674
利益積立金		9,000,000			18,000,000	
任意積立金		430,000,000			101,000,000	
加工施設整備	—			20,000,000		
信用事業基盤強化・有価証券等運用損失積立金	420,000,000			50,000,000		
固定資産減損等	—			21,000,000		
本支所建設積立金	10,000,000			10,000,000		
税効果調整積立金						
出資配当金		6,260,938			6,216,674	
事業分量配当金		4,968,000			12,152,000	
次期繰越剰余金		146,299,564				135,168,947

(注)

1. 出資配当は次の通りです。

令和4年度	令和5年度
年1%	年1%

2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。

令和4年度	令和5年度
肥料・飼料・農薬・石油（ガソリンを除く） 0.60% 保温資材・包装資材・種苗・他生産資材 0.55% なお、分配金額は合計で1,000円以上とし、1,000円未満切り捨てとしました。また、配当時には消費税相当額が加算され、実質配当額は、5,464,800円となります。	肥料・飼料・農薬・石油（ガソリンを除く） 1.30% 保温資材・包装資材・種苗・他生産資材 0.75% なお、分配金額は合計で1,000円以上とし、1,000円未満切り捨てとしました。また、配当時には消費税相当額が加算され、実質配当額は、13,367,200円となります。

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次の通りです。

(単位：千円)

種類	目的及び取崩基準	積立目標額	現在積立額
税効果調整積立金 (平成11年度創設)	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剩余额処分を留保するために積立を行う。法人税等の前払金額が、回収された金額を取り崩す。		84,744
農業関連施設等整備積立金 (平成16年度創設)	農業関連の施設等の建設、補修、改装等を行うために積立を行う。農業関連施設等を建設または整備した事業年度に、その金額を取り崩す。	200,000	200,000
加工施設整備積立金 (平成11年度創設)	納豆工場等の加工施設の整備をするために積立を行う。取り崩しは、その施設を整備した事業年度にその金額を取り崩す。	200,000	105,500
信用事業基盤強化・有価証券等運用損失積立金 (令和5年度創設)	金融自由化の本格的な進展に対応し、組合員の期待と信頼に応える事業機能を強化・発展させることを目的に積み立てる。 信用事業の機械化、情報・サービスの充実および金融自由化の諸対策のための支出に対応してその金額を取り崩す。 有価証券等運用における国債等債権売却損及び国債等債券償還損に対応するため、各年度に発生する国債等債権売却損及び国債等債券償還損の範囲内で取り崩す。	1月末日貯金残高の3%	420,000
教育基金積立金 (平成4年度創設)	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するための財源を確保するため積立を行う。この積立金は、組合員及び役職員の教育活動に充当するものとする。	100,000	38,385
固定資産減損等積立金 (平成16年度創設)	固定資産減損損失及び資産除去債務に対応するため、決算において積立を行う。各年度に発生する減損損失や資産除去債務の範囲内で取り崩す。	100,000	27,765
修繕等積立金 (平成24年度創設)	ゆりの郷の施設・備品等の修繕に対応するため、修繕費等資金を年入館者×50円を上限に積み立てる。備品の購入及び修繕の実施によりその金額を取り崩す。	50,000	6,000
本支所建設積立金 (平成31年度創設)	本所・柿岡支所が老朽化のため、流通センター駐車場に移転建設するために積立を行う。 建設費用として支払われた金額を取り崩す。	350,000	240,000

4. 次期繰越剩余额には、営農指導、教育、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれております。

令和4年度	令和5年度
10,000 千円	10,000 千円

部門別損益計算書

令和4年2月1日より令和5年1月31日まで

(単位:千円)

区分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,795,350	316,326	208,156	2,300,531	1,962,064	8,272	
事業費用	②	3,772,198	24,482	3,447	1,994,680	1,736,666	12,921	
事業総利益	③=①-②	1,023,152	291,843	204,708	305,850	225,397	▲ 4,648	
事業管理費	④	1,016,726	238,315	187,648	313,013	243,443	34,306	
(うち減価償却費)	⑤	(70,858)	(16,608)	(11,683)	(23,208)	(16,966)	(2,390)	
(うち人件費)	⑥	(788,743)	(209,016)	(181,410)	(193,242)	(209,805)	(▲ 4,732)	
うち共通管理費	⑦		11,585	10,055	10,711	11,629	▲ 262	▲ 43,719
(うち減価償却費)	⑧		(▲ 8,987)	(▲ 7,800)	(▲ 8,309)	(▲ 9,021)	(203)	(33,915)
(うち人件費)	⑨		(▲ 807)	(▲ 700)	(▲ 746)	(▲ 810)	(18)	(3,046)
事業利益	⑩=③-④	6,425	53,528	17,060	▲ 7,162	▲ 18,045	▲ 38,955	
事業外収益	⑪	48,200	10,930	7,689	16,842	11,165	1,573	
うち共通分	⑫		531	461	491	533	▲ 12	▲ 2,005
事業外費用	⑬	3,900	1,033	897	955	1,037	▲ 23	
うち共通分	⑭		6	5	6	6	0	▲ 25
経常利益	⑮=⑩+⑪-⑬	50,725	63,424	23,852	8,723	▲ 7,917	▲ 37,358	
特別利益	⑯	6,915	1,832	1,590	1,694	1,799	▲ 1	
うち共通分	⑰		74	64	68	74	▲ 1	▲ 280
特別損失	⑱	10,181	2,698	2,341	2,494	2,649	▲ 2	
うち共通分	⑲		116	100	107	116	▲ 2	▲ 437
税引前当期利益	⑳=⑮+⑯-⑱	47,459	62,559	23,101	7,923	▲ 8,767	▲ 37,357	
営農指導事業分配賦額	㉑		8,849	6,160	12,993	9,334	▲ 37,338	
営農指導事業分配賦額後税引前当期利益	㉒=㉑-㉑	47,459	53,710	16,940	▲ 5,070	▲ 18,102		

(注)

- 千円未満の端数は切り捨てで表示しています。
- ⑩、⑪、⑫、⑯、⑰は各事業に直課できない部分を計上しています。
- 農業関連事業には、購買事業の生産資材部門、販売事業、農産物加工事業、生産施設利用事業、その他農業関連事業、各種事業の直売所・精米センター・機械利用が含まれています。生活その他事業には、購買事業の生活物資部門へ（自動車含む）、各種事業の葬祭センター・旅行センター、生活関連事業、営農指導事業の生活改善部門が含まれています。

部門別損益計算書

令和5年2月1日より令和6年1月31日まで

(単位:千円)

区分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,048,165	315,059	206,790	2,728,679	1,788,706	8,929	
事業費用	②	3,912,806	4,511	3,561	2,361,320	1,539,710	3,703	
事業総利益	③=①-②	1,135,358	310,548	203,228	367,359	248,995	5,225	
事業管理費	④	1,069,402	208,344	206,335	416,435	228,703	9,582	
(うち減価償却費)	⑤	(74,571)	(16,173)	(14,094)	(27,658)	(16,067)	(578)	
(うち人件費)	⑥	(826,879)	(159,949)	(159,755)	(322,963)	(176,748)	(7,463)	
うち共通管理費	⑦		40,842	35,592	69,844	40,574	1,461	▲188,315
(うち減価償却費)	⑧		(16,173)	(14,094)	(27,658)	(16,067)	(578)	(▲74,571)
(うち人件費)	⑨		(20,578)	(17,933)	(35,191)	(20,443)	(736)	(▲94,882)
事業利益	⑩=③-④	65,956	102,203	▲3,106	▲49,075	20,291	▲4,356	
事業外収益	⑪	53,973	29,138	13,121	7,395	4,148	169	
うち共通分	⑫		450	392	770	447	16	▲2,078
事業外費用	⑬	1,796	381	340	672	386	14	
うち共通分	⑭		329	286	562	326	11	▲1,516
経常利益	⑮=⑩+⑪-⑬	118,133	130,960	9,673	▲42,353	24,053	▲4,201	
特別利益	⑯	2,525	484	488	989	539	23	
うち共通分	⑰		61	53	105	61	2	▲283
特別損失	⑱	21,303	4,616	4,027	7,904	4,589	165	
うち共通分	⑲		4,593	4,002	7,854	4,563	164	▲21,178
税引前当期利益	⑳=⑮+⑯-⑱	99,354	126,828	6,135	▲49,267	20,003	▲4,343	
営農指導事業分配賦額	㉑		949	827	1,624	943	▲4,343	
営農指導事業分配賦額後税引前当期利益	㉒=㉑-㉑	99,354	125,879	5,307	▲50,891	19,060		

(注)

- 千円未満の端数は切り捨てで表示しています。
- ⑥、⑩、⑫、⑯、⑰は各事業に直課できない部分を計上しています。
- 農業関連事業には、購買事業の生産資材部門、販売事業、農産物加工事業、生産施設利用事業、その他農業関連事業、各種事業の直売所・精米センター・機械利用が含まれています。生活その他事業には、購買事業の生活物資部門へ(自動車含む)、各種事業の葬祭センター・旅行センター、生活関連事業、営農指導事業の生活改善部門が含まれています。

財務諸表等の正確性に係る確認

財務諸表の正確性、内部監査の有効性について 経営者責任の明確化について

1. 私は令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - ①. 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ②. 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ③. 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月28日

やさと農業協同組合
代表理事組合長 神生 賢一

会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	5,155,062	4,662,937	4,992,577	4,795,350	5,048,165
信用事業収益	325,019	324,713	324,940	316,326	315,059
共済事業収益	260,439	242,218	215,907	208,156	206,790
農業関連事業収益	2,495,829	2,118,381	2,171,396	2,300,531	2,728,679
その他事業収益	2,064,240	1,977,623	2,280,333	1,970,336	1,788,706
経常利益（又は経常損失）	55,486	15,278	69,374	50,725	118,133
当期剰余金（又は当期損失金）	56,570	▲ 9,804	74,780	40,110	87,726
出資金	643,673	645,032	639,785	635,655	626,219
出資口数	(643,673 口)	(645,032 口)	(639,785 口)	(635,655 口)	(626,219 口)
純資産額	3,316,239	3,050,769	3,012,536	2,160,359	3,784,398
総資産額	51,611,645	52,802,284	54,299,446	53,060,178	54,258,765
貯金残高	47,043,288	48,653,645	49,971,503	49,744,684	51,006,013
貸出金残高	3,709,904	3,521,699	4,845,863	5,005,390	4,931,196
有価証券残高	3,103,392	6,018,339	5,521,281	5,135,343	5,139,340
剰余金配当金額	11,322	—	14,278	11,228	18,368
出資配当の額	6,414	—	6,329	6,260	6,217
事業利用分量配当の額	4,908	—	7,949	4,968	12,152
職員数	122	119	117	118	116
単体自己資本比率	17.36%	17.16%	16.74%	17.46%	17.43%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」
 (平成18年金融庁・農水省告示台2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	295	297	2
役務取引等収支	6	6	0
その他信用事業収支	▲ 9	6	▲ 3
信用事業粗利益	282	326	44
(信用事業粗利益率)	0.59%	0.61%	0.02%
事業粗利益	1,087	1,153	66
(事業粗利益率)	1.99%	2.12%	0.13%
事業純益	50	83	33
実質事業純益	50	83	33
コア事業純益	46	83	37
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	46	83	37

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	49,329	298	0.60	49,984	300	0.60
(うち預金)	38,176	216	0.57	38,613	221	0.57
(うち有価証券)	6,120	35	0.58	6,257	36	0.58
(うち貸出金)	5,032	45	0.91	5,113	43	0.85
資金調達勘定	50,112	2	0.01	50,881	3	0.01
(うち貯金・定積)	49,910	2	0.00	50,680	2	0.01
(うち借入金)	201	0	0.00	201	0	0.00
経費率		0.47%			0.47	
総資金利ざや		0.12%			0.12	

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り - 資金調達原価（資金調達利回り + 経费率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

受取金支払い利息の増減

(単位：百万円)

	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	▲ 7	2
うち預金	▲ 9	4
うち有価証券	2	0
うち貸出金	0	▲ 2
支払利息	0	0
うち貯金	0	0
うち借入金	0	0
差し引き	▲ 6	2

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分配配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.09	0.21	0.12
資本経常利益率	1.51	3.49	1.98
総資産当期純利益率	0.07	0.15	0.08
資本当期純利益率	1.19	2.59	1.40

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率 = 当期剩余金(税引後)／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率 = 当期剩余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期末	10.06%	9.66%	▲ 0.4%
	期中平均	10.08%	10.08%	0%
貯証率	期末	10.32%	10.07%	▲ 0.25%
	期中平均	12.26%	12.34%	0.08%

(注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末) = 有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高×100

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期末増減表

(単位：百万円)

区分	令和4年度				令和5年度				期末 残高	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	16	14	—	16	14	14	0	0	14	0
個別貸倒引当金	81	75	—	81	75	75	36	13	62	36
合計	98	89	—	98	89	89	36	13	76	32

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金償却額	—	—	—

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

各事業の実績：信用事業（貯金業務）

科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

種類	令和4年度		令和5年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	22,476	45.03	23,433	46.24	957
定期性貯金	27,434	54.97	27,246	53.76	▲ 188
その他の貯金	—	0	0	0	0
小計	49,910	100.00	50,680	100.00	770
譲渡性貯金	—	0	0	0	0
合計	49,910	100.00	50,680	100.00	770

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

定期性貯金残高

(単位：百万円, %)

種類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	26,737	100.00%	26,894	100.00%	157
うち固定金利定期	26,737	100.00%	26,894	100.00%	157
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

各事業の実績：信用事業（貸出金業務）

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円, %)

種類	令和4年度		令和5年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	4	0.0	5	0.0	1
証書貸付金	4,646	92.3	4,882	95.5	236
当座貸越	136	2.7	129	2.5	▲7
割引手形	—	—	—	—	—
金融機関貸付	245	4.8	94	1.8	▲151
合計	5,033	100.0	5,113	100.0	80

貸出金の金利条件別残高内訳

(単位：百万円, %)

種類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	2,756	54.7	2,939	59.6	183
変動金利貸出	2,003	39.8	1,762	35.7	▲241
その他	273	5.4	229	4.6	▲44
合計	5,033	100.0	4,931	100.0	▲102

(注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残高		残高		
貯金・定期積金等	6		4		▲2
有価証券	—		0		0
不動産	810		835		25
その他担保	44		38		▲6
小計	861		879		17
農業信用基金協会保証	1,732		1,612		▲120
その他保証	—		0		0
小計	1,732		1,612		▲120
信用	2,265		2,316		51
合計	4,859		4,807		▲52

担保別債務保証内訳

取扱はございません

使途別貸出金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	4,542	90.7	4,659	94.3	117
運転資金	462	9.2	268	5.3	▲ 194
合計	5,005	100.0	4,931	100.0	

業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)	
農業	561	11.2	528	10.7	▲ 32
林業	—	—	45	0.9	45
水産業	—	—	0	0.0	0
製造業	348	6.9	341	6.9	▲ 7
鉱業	16	0.3	25	0.5	8
建設業	117	2.3	105	2.1	▲ 12
不動産業			0	0.0	0
電気ガス熱供給水道業	57	1.1	50	1.0	▲ 7
運輸・通信業	215	4.3	208	4.2	▲ 7
卸売・小売業・飲食店	74	1.4	71	1.4	▲ 2
サービス業	501	10.0	470	9.5	▲ 31
金融・保険業	155	3.0	4	0.0	▲ 150
地方公共団体	2,015	40.2	2,247	45.5	232
その他	940	18.7	831	16.8	▲ 97
合計	5,005	100.0	4,931	100.0	▲ 74

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
農業			
穀作	36	38	2
野菜・園芸	35	40	5
果樹・樹園農業	13	7	▲6
工芸作物	9	5	▲4
養豚・肉牛・酪農	28	27	▲1
養鶏・養卵	25	11	▲14
その他農業	126	122	▲4
合計	274	253	▲21

(注)

- 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前期『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人当に対する貸出金の残高です。
- 「その他農業には」複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
プロパー資金	232	213	▲19
農業制度資金	42	38	▲4
農業近代化資金	42	38	▲4
その他制度資金	2	0	▲2
合計	274	251	▲23

(注)

- 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
- 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの
②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの
③日本政策金融公庫が直接融資するもの
があり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています
- 「その他」制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

(受託貸付金)

該当する取引はございません

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保障	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	31	4	20	24
	5年度	28	5	18	5
危険債権	4年度	9	1	—	1
	5年度	3	0	—	0
要管理債権	4年度	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—
三月以上	5年度	—	—	—	—
延滞債権	5年度	—	—	—	—
貸出条件	5年度	—	—	—	—
緩和債権	5年度	—	—	—	—
小計	4年度	41	5	20	—
	5年度	31	6	18	5
正常債権	4年度	4,968	—	—	—
	5年度	4,903	—	—	—
合計	4年度	5,009	—	—	—
	5年度	4,935	—	—	—

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状況及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外の物に区分される債権をいいます。

各事業の実績：信用事業（受託業務・為替業務等）

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種類		令和4年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	6,591	52,510	6,986	54,177
	金額	5,059	8,885	4,526	9,391
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑為替	件数	575	218	729	315
	金額	683	52,981	666	59
合計	件数	7,166	52,728	7,715	54,492
	金額	5,743	8,938	5,192	9,451

各事業の実績：信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円, %)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
国債	3,321	3,459	138
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
その他の有価証券	2,798	2,798	0
合計	6,120	6,257	137

商品有価証券種類別平均残高

取扱はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和4年度								
国債	9	—	—	—	—	3,600	—	3,609
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	2,800	—	—	—	2,800
令和5年度								
国債		—	—	—	—	3,700	—	3,700
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	100	2,700	—	—	—	2,800

各事業の実績：信用事業（有価証券の時価情報等）

有価証券の時価情報

「その他有価証券」

(単位：百万円)

種類	令和4年度			令和5年度		
	B/S 計上額	取原又は償原	差額	B/S 計上額	取原又は償原	差額
債権						
国債	—	—	—	100	100	0
受益証券	—	—	—	100	100	0
小計	—	—	—	100	100	0
債権						
国債	2,823	3,563	▲ 740	2,748	3,563	▲ 815
受益証券	2,311	2,800	▲ 488	2,291	2,800	▲ 508
小計	5,135	6,363	▲ 1,228	5,039	6,363	▲ 1,324
合計	5,135	6,363	▲ 1,228	5,139	6,43	▲ 1,324

※上記評価差額▲ 1,324 百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

金銭の信託

取扱はございません。

金融先物取引等・金融等デリバティブ取引・有価証券店頭デリバティブ取引

取扱はございません。

各事業の実績：共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和5年度		
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
生命総合共済系	終身共済	950,788	23,530,490	1,269,583	22,636,725
	定期生命共済	177,500	1,374,500	560,000	1,788,500
	養老生命共済	520,360	26,577,830	630,100	22,712,109
	うちこども共済	127,900	4,284,786	102,900	4,075,486
	医療共済	—	189,900	3,000	156,400
	がん共済	—	15,000	—	14,000
	定期医療共済	—	294,600	—	261,300
	介護共済	46,851	518,755	27,000	536,916
	年金共済	—	20,000	—	20,000
建物系		3,365,520	47,453,303	3,602,410	46,535,163
合計		5,061,020	99,974,379	6,092,093	94,661,114

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

医療共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	16	12,618	10	11,154
	62,943	87,710	48,546	142,400
がん共済	301	2,041	305	2,291
定期医療共済	—	641	—	591
合計	63,260	103,010	48,546	142,400

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	48,265	614,567	39,899	644,936
認知症共済	5,000	5,000	16,300	21,300
生活障害共済(一時金型)	17,000	47,000	13,000	52,000
生活障害共済(定期年金型)	—	10,400	0	9,400
特定重度疾病共済	13,000	42,000	83,000	114,500
合計	83,265	718,967	152,199	842,136

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	13,462	792,137	19,657	761,482
年金開始後	—	360,767	—	363,722
合計	13,462	1,152,905	19,657	1,125,203

(注)「金額」欄は年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	10,230,960	10,405	10,130,800	10,302
自動車共済		238,568		237,307
傷害共済	12,387,000	1,675	23,053,500	1,931
定額定期生命共済	8,000	56	8,000	56
賠償責任共済		134		173
自賠責共済		14,800		13,035
合計		265,640		262,804

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保証金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

各事業の実績：購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種類		令和4年度		令和5年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	200,298	17,019	200,692	29,853
	飼料	397,759	8,851	418,765	9,353
	農業機械	170,985	15,062	164,693	22,117
	農薬	171,492	16,429	183,734	21,433
	自動車	109,270	10,065	111,774	11,152
	その他生産資材	246,073	20,635	244,369	21,627
	小計	1,295,880	88,064	1,324,029	115,537
生活物資	電気器具	26,060	2,553	24,965	2,219
	燃料	903,737	63,514	919,535	63,321
	LPGガス	88,948	44,406	82,512	44,459
	住設	14,724	777	18,301	2,942
	生活用品	410,828	34,858	328,476	94,330
	小計	1,444,300	146,108	1,373,791	207,273
合計		2,740,180	234,173	2,697,821	322,811

各事業の実績：販売事業

受託販売品種類別取扱実績

(単位：千円)

種類		令和4年度		令和5年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米麦	米				
	麦	8,809	1,428	9,364	1,389
	種子	259,680	3,866	259,345	3,839
	小計	268,489	5,295	268,709	5,228
豆類 雑穀	大豆	26,340	75	28,227	13
青果物	野菜	537,155	14,638	561,309	15,029
	果実	462,048	11,326	546,987	12,708
	小計	999,204	25,694	1,108,297	27,738
畜産物		1,317,145	12,601	1,207,517	12,587
花卉・花木		90,975	994	80,941	874
まゆ他		747	16	712	11
直売所関連		299,697	44,954	318,702	47,805
合計		3,002,601	89,631	3,013,107	94,259

買取販売品種類別販売実績

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	取扱高	粗収益	取扱高	粗収益
米	438,343	20,674	468,853	43,046
その他	3,563	593	4,748	652
直販事業	119,401	32,276	134,549	48,723
野菜カット事業	96,667	213	91,564	—
合計	657,975	53,758	699,716	92,423

各事業の実績：保管事業

保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収益	保管料	121	122
	検査手数料	2,737	2,685
	雑収入	—	—
	計	2,859	2,808
費用	保管労務費	699	684
	その他	1,458	2,053
	計	2,157	2,738
差引		701	69

各事業の実績：加工事業

加工事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収益	納豆工場	134,914	138,297
	野菜カットセンター	200,948	237,628
	鶏卵加工	9,214	19,999
	精米センター	15,890	18,640
	その他		
	計	361,056	414,565
費用	納豆工場	106,750	113,101
	野菜カットセンター	174,140	193,047
	鶏卵加工	5,073	9,063
	精米センター	7,312	12,287
	その他		
	計	293,276	327,500
差引		67,779	87,065

各事業の実績：利用事業

利用事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収益	鶏卵センター	99,363	106,642
	種子センター	33,509	38,584
	野菜選別	30,977	23,216
	葬祭事業	237,232	226,247
	その他	120	94
	計	401,202	394,785
費用	鶏卵センター	93,757	98,850
	種子センター	22,921	25,808
	野菜選別	27,696	22,662
	葬祭事業	180,006	178,475
	その他	21	41
	計	324,404	325,838
差引		76,798	68,946

各事業の実績：その他事業

その他事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収益	柿岡直売所	125,661	130,235
	園部直売所	119,394	122,384
	温泉事業	191,085	251,345
	農業体験等	1,344	2,229
	その他	645	290
	計	438,132	506,484
費用	柿岡直売所	117,914	123,167
	園部直売所	115,580	118,154
	温泉事業	210,103	230,118
	農業体験等	940	945
	その他	528	274
	計	445,068	472,717
差引		▲ 6,935	33,767

各事業の実績：指導事業

指導事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収入	賦課金	3,110	3,033
	指導事業補助金	4,520	4,581
	実費収入	641	1,344
	計	8,272	8,959
支出	営農改善費	7,354	3,384
	生活改善費	364	399
	教育広報費	4,866	4,927
	農政活動費	336	319
	計	12,921	9,031
差引		▲ 4,648	▲ 71

自己資本の充実の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。抛って、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項 目	令和 5年度	令和 4年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	3,305	3,232
うち、出資金の額	626	635
うち、資本準備金の額	0	0
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,699	2,617
うち、外部流出予定額 (▲)	18	11
うち、上記以外に該当するものの額	▲2	9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	14
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8	18
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,313	3,264
<コア資本に係る調整項目>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	—	—

項目	(八)	令和 5年度	令和 4年度
<自己資本>			
自己資本の額 ((イ) – (口))	(八)	3,313	3,264
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		17,001	17,315
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		192	▲ 24
うち、他の金融機関等向けエクスポート		0	▲ 225
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額		192	201
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,003	1,896
信用リスク・アセット調整額		—	—
リスク・アセットの額の合計額	(二)	19,005	19,211
<自己資本比率>			
自己資本比率 ((八) / (二))		17.43%	16.99%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和4年度			令和5年度		
	エクspoージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%	エクspoージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%
現金	30	—	—	309	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,368	—	—	6,469	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,023	—	—	2,254	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,842	7,568	302	38,955	7,791	311
法人等向け	2	2	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	237	47	1	182	31	1
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	76	5	0	54	10	0
取立未済手形	4	0	0	4	0	0
信用保証協会等による保証付	1,763	172	6	1,639	160	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	275	263	10	248	248	9
うち出資等のエクspoージャー	275	263	10	248	248	9
うち重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
上記以外	5,670	9,280	371	9	8,576	343
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクspoージャー	2,458	6,146	245	2,608	6,520	—
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	200	500	20	46	91	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
うち上記以外のエクspoージャー	3,011	2,633	105	2,577	1,954	—

信用リスクアセット	令和4年度			令和5年度		
	エクspoージャーの期末残高 a	リスクアセット額 b=a*4%	所要自己資本額 b=a*4%	エクspoージャーの期末残高 a	リスクアセット額 b=a*4%	所要自己資本額 b=a*4%
証券化 (うち STC 要件適用分) (うち非 STC 適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー (うちルックスルーウェイ) (うちマンデート方式) (うち蓋然性方式 (250%)) (うち蓋然性方式 (400%)) (うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	201	8	—	192	7
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	225	9	—	0	0
標準的手法を適用するエクspoージャー別計	54,293	17,315	692	55,498	17,001	680
CVA リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関向けトレードエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	54,293	17,315	692	55,498	17,001	680
オペレーションアルリスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションアルリスク相当額を 8 %で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a*4%	オペレーションアルリスク相当額を 8 %で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a*4%		
	1,896	75	2,003	80		
所要自己資本額計	リスクアセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b=a*4%	リスクアセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b=a*4%		
	19,211	768	19,005	758		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクspoージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したもののが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーションアル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーションアル・リスク相当額を 8 %で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
 (粗利益（正の値の場合に限る）×15%) の直近3年間の合計額

$$\frac{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}{8\%}$$

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域、業種、残存期間別）及び 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和4年度				令和5年度				三月以上 延滞 エクspoージャー	
		信用リスク に関する エクspoージャーの残高	うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞 エクspoージャー	うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭 デリバ ティブ		
	国内	54,293	5,023	3,568	—	76	55,351	4,945	3,669	0	54
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	54,293	5,023	3,568	—	76	55,351	4,945	3,669	0	54
法人	農業	30	30	—	—	—	31	31	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	40,305	150	—	—	—	41,568	0	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,586	2,017	3,568	—	—	5,919	2,250	3,669	—	—
	上記以外	287	11	—	—	—	304	8	—	—	—
	個人	2,873	2,813	—	—	76	0	0	—	—	0
	その他	5,211	—	—	—	—	4,840	14	—	—	0
	業種別残高計	54,293	5,023	3,568	—	76	52,663	2,304	3,6690	—	0
残存期間別	1年以下	37,843	195	9	—	—	38,336	137	0	—	—
	1年超3年以下	214	214	—	—	—	140	140	—	—	—
	3年超5年以下	203	203	—	—	—	711	160	—	—	—
	5年超7年以下	143	143	—	—	—	169	169	—	—	—
	7年超10年以下	1,533	1,533	—	—	—	1,652	1,652	—	—	—
	10年超	6,143	2,583	3,559	—	—	6,170	2,500	3,669	—	—
	期限の定めのないもの	8,211	149	—	—	—	8,170	184	0	—	—
	残存期間別残高計	54,293	5,023	3,568	—	—	55,351	4,945	3,669	—	—
	平均残高計	49,308	5,039	3,318	—	—	50,250	5,123	3,458	—	—

(注)

1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に茎づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクspoージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	16	14	—	16	14	14	0	—	14	14
個別貸倒引当金	81	75	—	81	75	75	36	13	62	36

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他					目的使用	その他
国内	81	75	—	81	75	/	75	36	13	62
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—
地域別計	81	75	—	81	75	/	75	36	13	62
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	81	75	—	81	75	—	75	36	13	62
業種別計	81	75	—	81	75	—	75	36	13	62

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 定 後 残 高	リスク・ウエイト0%	—	8,555	8,555	—	9,144	9,144
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	1,723	1,723	—	1,608	1,608
	リスク・ウエイト20%	—	37,967	37,967	—	39,820	39,820
	リスク・ウエイト35%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト50%	—	807	807	—	53,752	53,752
	リスク・ウエイト75%	—	28	28	—	18,752	18,752
	リスク・ウエイト100%	—	2,901	2,901	—	2,243	2,243
	リスク・ウエイト150%	—	3	3	—	0	0
	リスク・ウエイト250%	—	2,508	2,508	—	2,654	2,654
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	54,494	54,494	—	55,544	55,544

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

信用リスク削減に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーナーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーナーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーナーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャーナーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBa a3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、

- ① 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること
- ② 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができる
- ③ 自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること
- ④ 貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーナー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	4	115	—	3	106	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	738	—	—	62	—
合計	4	854	—	3	726	—

(注)

- 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
- 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

組合がオリジネーターである場合における信用リスクアセットの 算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	0	0
非上場	2,583	2,583	2,856	0
合計	2,583	2,583	2,856	0

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		\triangle EVE		\triangle NII	
項目番号		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	565	549	107	83
2	下方パラレルシフト				0
3	スティーブ化	578	584		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	50	51		
7	最大値	578	584	102	83
8	自己資本の額	当期末		前期末	
		3,314		3,264	

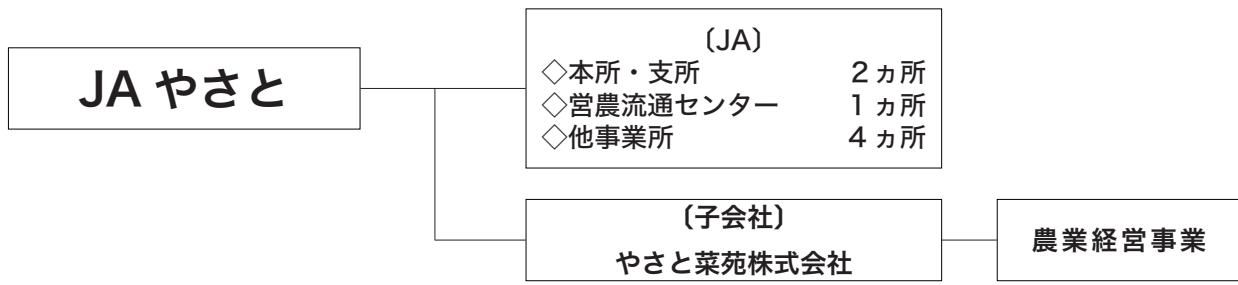
連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。よって、金額が一致しない場合があります。

グループの概況

1. グループの事業系統図

JAやさとのグループは、当JAと子会社「やさと菜苑（株）」で構成されています。子会社「やさと菜苑（株）」は、平成24年8月8日に設立され、当年度より連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社です。また、同社は金融業務を営む関連法人ではありません。なお、連結グループと連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違はありません。



2. 子会社の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当JAの議決権比率	当JA及び他の子会社等の議決権比率
やさと菜苑(株)	石岡市東成井 1333-3	農業経営	平成24年 8月8日	63,600千円	87.1%	87.1%

3. 連結事業概要

(1) 事業の概況

当組合は、当年度末現在、1社の子会社を有しております。

子会社であるやさと菜苑株式会社は主に農業経営事業を行っております。

年度末の当組合および子会社の連結総資産は54,241,685千円です。損益状況は連結経常利益124,374千円、連結当期剰余金92,105千円です。

なお、年度末の当組合および子会社の連結自己資本比率は17.43%です

(2) 連結子会社の事業概要

やさと菜苑株式会社

当JAで行っていました農業経営事業を引き継ぐ形で平成24年8月に設立され、ネギの栽培・販売を中心とした農協経営事業を行っております。当該子会社の売上高は96,573千円で、当期利益は5,636千円でした。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常利益（事業利益）	1,179,557	1,013,136	1,069,792	1,077,018	1,009,983
信用事業利益	304,537	266,912	289,312	291,843	310,548
共済事業利益	255,580	238,112	212,313	204,708	203,228
購買事業利益	292,456	205,129	233,174	289,480	303,511
販売事業利益	169,222	163,585	189,719	155,505	192,190
その他事業利益	157,760	139,396	145,272	135,479	190,316
連結経常利益	53,184	15,958	65,237	52,697	118,133
連結当期剰余金	57,810	▲ 9,571	72,111	41,191	87,725
連結純資産額	3,303,854	3,051,998	2,997,330	2,147,736	2,138,224
連結総資産額	51,601,230	52,804,652	54,283,978	53,043,512	54,258,764
連結自己資本比率	17.36%	17.17%	16.68%	17.46%	17.43%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 令和5年1月31日現在	令和5年度 令和6年1月31日現在
	(資産の部)	
1. 信用事業資産	48,264,056	49,360,525
(1) 現金	302,314	309,975
(2) 預金	37,638,790	38,768,687
(3) 有価証券	5,135,343	5,139,340
(4) 貸出金	4,997,824	4,925,615
(5) その他の信用事業資産	217,140	222,124
(6) 貸倒引当金	▲ 27,357	5,215
2. 共済事業資産	255	252
(1) その他の共済事業資産	255	252
3. 経済事業資産	905,196	942,032
(1) 経済事業未収金	529,900	487,820
(2) 経済受託債権	—	
(3) 棚卸資産	424,318	476,768
(4) その他の経済事業資産	13,498	8,517
(5) 貸倒引当金	▲ 62,520	31,073
4. 雑資産	130,948	117,984
5. 固定資産	952,304	889,510
(1) 有形固定資産	951,412	889,044
建物	1,919,001	1,922,156
機械装置	600,729	579,536
土地	336,628	315,466
建設仮勘定	6,608	6,609
その他の有形固定資産	766,851	762,568
減価償却累計額	▲ 2,678,407	2,697,290
(2) 無形固定資産	892	466
6. 外部出資	2,694,895	2,846,638
(1) 外部出資	2,706,814	2,856,814
(2) 外部出資等損失引当金	▲ 11,918	10,177
7. 繰延税金資産	95,854	84,744
資産の部合計	53,043,512	54,241,686

(単位：千円)

科 目	令和4年度 令和5年1月31日現在	令和5年度 令和6年1月31日現在
	(負 債 の 部)	
1. 信用事業負債	49,964,589	51,196,362
(1) 賀金	49,733,655	50,988,118
(2) 借入金	201,413	200,942
(3) その他の信用事業負債	29,521	7,303
2. 共済事業負債	152,445	161,755
(1) 共済資金	68,817	81,499
(2) その他の共済事業負債	83,628	80,256
3. 経済事業負債	316,387	322,222
(1) 支払手形	—	
(2) 経済事業未払金	305,311	312,617
(3) その他の経済事業負債	11,075	9,605
4. 雜負債	112,767	97,109
(1) 未払法人税	2,292	1,808
(2) 資産除去債務	13,660	13,660
(3) その他の負債	96,814	81,641
5. 諸引当金	293,835	279,723
(1) 賞与引当金	21,264	21,410
(2) 退職給付引当金	256,771	246,880
(3) 役員退職慰労引当金	15,799	11,433
6. 再評価に係る繰延税金負債	55,750	53,360
負債の部合計	50,895,776	52,110,531
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	3,219,123	3,301,207
(1) 出資金	635,755	626,219
(2) 資本剰余金	90	91
(3) 利益剰余金	2,592,899	2,677,833
(4) 処分未済持分	▲ 9,522	▲ 2,836
(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲ 100	▲ 100
2. 評価・換算差額等	▲ 1,083,098	▲ 1,185,221
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 1,228,612	▲ 1,324,495
(2) 土地再評価差額金	145,514	139,274
3. 少数株主持分	11,710	15,168
純 資 産 の 部 合 計	2,147,736	2,131,155
負債及び純資産の部合計	53,043,512	54,241,686

6. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 令和4年2月1日から 令和5年1月31日		令和5年度 令和5年2月1日から 令和6年1月31日	
1. 事業総利益		1,077,018		1,199,796,
(1) 信用事業収益	316,326		315,059	
資金運用収益	298,007		30,645	
(うち預金利息)	(203,786)		(207,067)	
(うち有価証券利息)	(35,559)		(36,019)	
(うち貸出金利息)	(45,598)		(43,420)	
(うちその他受入利息)	(13,063)		(14,137)	
役務取引等収益	12,364		12,446	
その他事業直接収益	3,579		0	
その他経常収益	2,375		1,968	
(2) 信用事業費用	24,482		4,511	
資金調達費用	2,925		3,033	
(うち貯金利息)	(2,650)		(2,861)	
(うち給付補てん備金繰入)	(10)		(4)	
(うち借入金利息)	—		(0)	
(うちその他支払利息)	(265)		(166)	
役務取引等費用	5,659		5,512	
その他事業直接費用	—		142	
その他経常費用	15,896		▲ 4,177	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 2,618)		(▲ 22,142)	
信用事業総利益	291,843		310,548	
(3) 共済事業収益	208,156		206,790	
共済付加収入	194,404		193,999	
その他共済事業収益	13,751		12,790	
(4) 共済事業費用	3,447		3,561	
共済推進費	—		0	
その他共済事業費用	3,447		3,561	
共済事業総利益	204,708		203,228	
(5) 購買事業収益	2,187,895		2,264,338	
購買品供給高	2,049,117		2,128,385	
購買手数料	58,845		55,164	
その他購買事業収益	79,932		80,788	
(6) 購買事業費用	1,898,414		1,960,826	
購買品供給原価	1,805,264		1,880,011	
購買品供給費	45,516		49,430	
その他購買事業費用	47,633		31,384	
購買事業総利益	289,480		303,511	
(7) 販売事業収益	936,021		1,011,153	
販売品販売高	738,556		796,290	
販売手数料	89,428		93,738	

科 目	令和4年度 令和4年2月1日から 令和5年1月31日			令和5年度 令和5年2月1日から 令和6年1月31日		
	108,036	780,516	155,505	121,124	818,962	192,190
その他販売事業収益						
(8) 販売事業費用						
販売品販売原価	616,707			620,174		
販売費	71,144			81,793		
その他販売事業費用	92,663			116,995		
販売事業総利益						192,190
(9) その他事業収益		1,213,307			1,328,142	
(10) その他事業費用		1,077,828			1,137,825	
その他事業総利益			135,479			190,316
2. 事業管理費			1,069,778			1,128,667
(1) 人件費	828,877			873,683		
(2) その他事業管理費	240,901			254,983		
事業利益			7,239			71,129
3. 事業外収益			49,358			56,314
(1) 受取雑利息	895			447		
(2) 受取出資配当金	36,973			38,573		
(3) その他の事業外収益	11,489			17,293		
4. 事業外費用			3,900			3,068
経常利益			52,697			124,374
5. 特別利益			6,915			2,525
(1) 固定資産処分益	21			728		
(2) その他の特別利益	6,894		1,797			
6. 特別損失			10,181			21,303
(1) 固定資産処分損	0			118		
(2) 減損損失	—			21,162		
(3) その他の特別損失	10,181			22		
税引前当期利益			49,431			105,596
法人税住民税及び事業税			2,162			3,121
法人税等調整額			5,397			8,719
法人税等合計			7,560			11,840
当期利益（又は当期損失）			41,871			93,755
少数株主利益			680			1,650
当期剰余金（又は当期損失金）			41,191			92,105

7. 連結キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から 令和5年1月31日)	令和5年度 (令和5年2月1日から 令和6年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	49,431	105,596
減価償却費	80,030	73,996
減損損失	—	21,162
貸倒引当金の増加額	▲ 8,769	▲ 53,590
賞与引当金の増加額	390	145
退職給付引当金の増加額	9,930	▲ 9,892
その他引当金の増加額	3,822	▲ 6,108
信用事業資金運用収益	▲ 296,601	▲ 299,276
信用事業資金調達費用	2,925	3,033
経済受取利息及び受取出資配当金	▲ 37,869	▲ 39,021
有価証券関係損益	▲ 4,984	28
固定資産売却損益	▲ 21	▲ 1,226
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	▲ 193,114	52,922
預金の純増減	1,577,999	▲ 550,000
貯金の純増減	▲ 230,637	1,234,557
信用事業借入金の純増減	▲ 471	▲ 471
その他の信用事業資産の純増減	3,127	▲ 885
その他の信用事業負債の純増減	▲ 98,153	▲ 1,200
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減	▲ 256	12,681
未経過共済付加収入の純増減	▲ 3,766	▲ 3,224
その他の共済事業資産の純増減	▲ 85	3
その他の共済事業負債の純増減	18	▲ 149
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	▲ 30,046	42,081
経済受託債権の純増減	1,791	0
棚卸資産の純増減	46,050	▲ 52,450
支払手形及び経済事業未払金の純増減	15,426	7,306
経済受託債務の純増減	▲ 9,214	▲ 1,702
その他の経済事業資産の純増減	▲ 5,951	4,982
その他の経済事業負債の純増減	▲ 2,240	231

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から 令和5年1月31日)	令和5年度 (令和5年2月1日から 令和6年1月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	▲ 9,351	12,964
その他の負債の純増減	▲ 14,793	6,417
未払消費税の純増減	▲ 6,414	▲ 10,362
信用事業資金運用による収入	306,518	295,176
信用事業資金調達による支出	▲ 3,330	▲ 2,779
事業の利用分量に対する配当金の支払額	▲ 7,949	▲ 9,936
小 計	1,133,441	830,403
雑利息及び出資配当金の受取額	37,869	39,021
法人税等の支払額	▲ 22,446	▲ 3,606
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,148,864	865,790
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 1,182,237	▲ 499,057
有価証券の売却による収入	699,355	391,404
補助金の受入れによる収入	381	0
固定資産の取得による支出	▲ 61,589	▲ 34,875
固定資産の売却による収入	21	755
外部出資による支出	▲ 150,000	▲ 170,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 694,068	▲ 302,773
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	▲ 4,130	▲ 9,436
持分の取得による支出	▲ 1,150	▲ 1,612
持分の譲渡による収入	1,150	8,298
出資配当金の支払額	▲ 6,413	▲ 12,522
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 10,543	▲ 15,272
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	444,252	547,745
5 現金及び現金同等物の期首残高	615,252	1,059,505
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,059,504	1,607,250

8. 連結注記表

令和4年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社及び子会社等の数 : 1社
連結子会社及び子会社等の名称 : やまと菜苑株式会社

(2) 持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

現金及び預金勘定	37,941,105 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲36,881,600 千円
現金及び現金同等物	1,059,504 千円

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価値のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理） : 総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米） : 総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

（大豆等、原材料費、仕掛品） : 最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しており

ます。

○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。

- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者

等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

共同選果場・鶏卵センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(別添追記)

この結果、当事業年度の購買事業収益が470,403千円、購買事業費用が470,403千円減少しております。これによる当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

(2) 時価算定基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書の表示方法)

従来、損益計算書の開示項目を当組合独自の項目としていましたが、農協法施行規則に基づいた項目で開示しております。

農産物加工事業として開示していた納豆工場、野菜カットセンター、鶏卵加工事業につきましては、加工事業として開示しております。

生産施設利用事業として開示していた鶏卵センター、種子センター事業につきましては、利用事業として開示しております。

各種事業として開示していた葬祭事業は利用事業として開示し、精米センターは加工事業として開示し、直売所・旅行センターはその他事業として開示しております。

生活関連事業として開示していたふれあい食材事業は購買事業として開示し、温泉施設事業につきましてはその他事業として開示しております。

その他農業関連事業として開示していた野菜セットセンター、直販事業は販売事業として開示し、農業体験等事業につきましてはその他事業として開示しております。

これによる当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 92,115千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 89,878千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 624,291 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	327,868 千円	建物付属設備	28,583 千円
構築物	23,609 千円	車両・運搬具	10,509 千円
器具・備品	18,015 千円	機械装置	232,781 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 2,000,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 500 千円を収納代理の担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	8,954 千円
子会社等に対する金銭債務の総額	11,028 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	26,578 千円
-------------------	-----------

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 7,213 千円、危険債権額は 34,036 千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 41,249 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 62,696 千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	16,872 千円
うち事業取引高	16,276 千円
うち事業取引以外の取引高	596 千円
②子会社等との取引による費用総額	246 千円
うち事業取引高	0 千円
うち事業取引以外の取引高	246 千円

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、12,261千円の棚卸評価損が含まれています。

8. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行つ

ているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が156,953千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	37,638,790	37,629,379	▲9,411
有価証券	2,823,673	2,823,673	—
国債	2,311,670	2,311,670	—
受益証券	4,997,824		
貸出金	▲27,357		
貸倒引当金(＊)	4,978,032	4,956,641	▲21,391
貸倒引当金控除後			
資産計	47,744,600	47,721,364	▲30,802
貯金	49,744,684	49,734,057	▲10,626
負債計	49,744,684	49,734,057	▲10,626

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 賯金

要求払賃金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性賃金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額
外部出資		2,706,804
外部出資等損失引当金		▲11,918
外部出資等損失引当金控除後		2,694,885
合計		2,694,885

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
預金	37,638,790	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券						
のうち満期があるもの	9,053	—	—	—	—	2,814,620
受益証券	—	—	—	—	—	2,311,670
貸出金(*1,2)	632,209	399,429	323,260	301,409	273,109	3,063,115
合計	38,280,053	399,429	323,260	301,409	273,109	8,189,405

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）145,530千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等5,290千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
賃金(*1)	48,295,754	801,398	582,971	55,705	8,854	—

合計	48,295,754	801,398	582,971	55,705	8,854	—
----	------------	---------	---------	--------	-------	---

(*)1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

9. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額	債券		
が取得原価又は償 却原価を超えない もの	国債	2,823,673	3,563,955 ▲740,282
	受益証券	2,311,670	2,800,000 ▲488,330
	小計	5,135,343	6,363,955 ▲1,228,612
	合計	5,135,343	6,363,955 ▲1,228,612

※上記評価差額▲1,228,612千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	699,355	3,579	—
合計	699,355	3,579	—

10. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 246,840千円

退職給付費用 49,006千円

退職給付の支払額 ▲8,574千円

特定退職金共済制度への拠出金 ▲30,501千円

期末における退職給付引当金 256,771千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務 755,852千円

特定退職金共済制度 ▲499,080千円

退職給付引当金 256,771千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用 49,006千円

退職給付費用 49,006千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,724千円を含めて

計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、111,271千円となっています。

11. 税効果会計に関する注記

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生原因別の主な内訳

總延税金資産

減価償却限度超過	19,627千円
個別貸倒引当金限度超過	20,884千円
未収利息不計上否認	623千円
賞与引当金限度超過額	5,890千円
賞与対応未払保険料	1,032千円
未払事業税	272千円
役員退職慰労引当金容認	4,376千円
年度末手当	5,093千円
年度末手当法定福利費	860千円
退職給付引当金繰入否認額	71,125千円
減価償却限度超過(税務否認分)	391千円
園部梨選果場屋根工事否認額	974千円
その他有価証券評価差額	340,325千円
土地減損損失否認	20,892千円
やまと菜苑出資引当金	3,301千円
資産除去債務	933千円
農協觀光出資減損損失	554千円
借地権・未収入金・その他負債	394千円
總延税金資産小計	497,564千円
評価性引当額	▲401,664千円
總延税金資産合計(A)	95,899千円
總延税金負債	
資産除去債務	▲3,783千円
總延税金負債合計(B)	▲3,783千円
總延税金資産の純額(A)+(B)	92,115千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲7.1%
住民税均等割額	0.6%
評価性引当額の増減	74.1%
その他	▲73.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3%

12. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

(1) 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

- ①借手となるリース取引

(ア) オペレーティング・リース取引のうち解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	102	71	174

(2) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①当該資産除去債務の概要

当組合の旧芦穂支所及び旧小桜支所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年、割引率は0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,860千円
資産除去債務認識に伴う増加額	9,800千円
期末残高	13,660千円

(3) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は335,183千円です。

令和5年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社及び子会社等の数 : 1社
連結子会社及び子会社等の名称 : やまと菜苑株式会社

(2) 持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

現金及び預金勘定	37,078,661 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲37,431,600 千円
現金及び現金同等物	1,647,060 千円

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価値のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理） : 総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米） : 総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

（大豆等、原材料費、仕掛品） : 最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5) 主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販

売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

共同選果場・鶏卵センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 92,115千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、

実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 89,878千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は624,291千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	356,452千円	構築物	11,120千円
車両・運搬具	10,509千円	器具・備品	18,015千円
機械装置	228,194千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金2,000,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を収納代理の担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 6,531千円

子会社等に対する金銭債務の総額 37,800千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 15,905千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は28,795千円、危険債権額は3,201千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 31,997 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額
の合計額を下回る金額 62,886 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	20,286 千円
うち事業取引高	19,640 千円
うち事業取引以外の取引高	646 千円
② 子会社等との取引による費用総額	0 千円
うち事業取引高	0 千円

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査

を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が156,953千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	38,748,781	38,733,675	▲15,104
有価証券	2,848,210	2,848,210	—
国債	2,291,130	2,291,130	—
受益証券			

貸出金	4,925,614		
貸倒引当金(*)	▲5,215		
貸倒引当金控除後	4,920,399	4,895,156	▲31,824
資産計	48,814,102	48,767,173	▲46,929
貯金	51,006,013	50,990,868	▲15,144
負債計	51,006,013	50,990,868	▲15,144

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日) 第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,856,804
外部出資等損失引当金	▲10,176
外部出資等損失引当金控除後	2,846,627

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
預金	38,198,781				550,000	
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの						2,848,210
受益証券					83,310	2,207,320
貸出金(*1,2)	573,248	362,491	343,147	321,834	298,296	3,027,692

合計	38,772,030	362,419	343,147	321,834	931,606	8,083,222
----	------------	---------	---------	---------	---------	-----------

- (*)1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）123,465千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (*)2 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等4,485千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	49,824,730	595,000	532,262	10,879	43,139	—
合計	49,824,730	595,000	532,262	10,879	43,139	—

(*)1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額（*）
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	債券			
	国債	2,848,210	3,663,834	▲815,624
	受益証券	2,291,130	2,800,000	▲508,870
	小計	5,139,340	6,463,834	▲1,324,494
合計		5,139,340	6,463,834	▲1,324,494

※上記評価差額▲1,324,584千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債			—
合計			—

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	256,771千円
退職給付費用	49,258千円
退職給付の支払額	▲27,740千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲31,409千円
期末における退職給付引当金	246,879千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	735, 820 千円
特定退職金共済制度	▲488, 940 千円
退職給付引当金	246, 879 千円
④ 退職給付に関連する損益	
勤務費用	49, 258 千円
退職給付費用	49, 258 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,724千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,514円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生原因別の主な内訳

總延税金資産	
減価償却限度超過	15, 395 千円
個別貸倒引当金限度超過	5, 654 千円
未収利息不計上否認	250 千円
賞与引当金限度超過額	6, 990 千円
賞与対応未払保険料	1, 059 千円
未払事業税	128 千円
役員退職慰労引当金容認	3, 167 千円
年度末手当	3, 284 千円
年度末手当法定福利費	549 千円
退職給付引当金繰入否認額	68, 385 千円
その他有価証券評価差額	366, 910 千円
土地再評価減損損失	21, 235 千円
やまと菜苑出資引当金	2, 818 千円
資産除去債務	3, 783 千円
農協観光出資減損損失	554 千円
借地権・未収入金・その他負債	466 千円
土地減損損失否認	3, 471 千円
總延税金資産小計	504, 104 千円
評価性引当額	▲418, 300 千円
總延税金資産合計 (A)	85, 804 千円
總延税金負債	
資産除去債務	0 千円
總延税金負債合計 (B)	0 千円
總延税金資産の純額 (A) + (B)	80, 804 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27. 7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1. 1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲8. 8%

住民税均等割額	0. %
評価性引当額の増減	▲12.7%
その他	5.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.3%

1.1. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1.2. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①当該資産除去債務の概要

当組合の旧芦穂支所及び旧小桜支所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年、割引率は0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 13,660千円

期末残高 13,660千円

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は306,309千円です。

9. 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目		令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)			
1 資本剰余金期首残高		90	90
2. 資本剰余金期末残高		90	90
(利益剰余金の部)			
1 利益剰余金期首残高		2,551,708	2,581,864
2. 利益剰余金増加高		41,191	95,968
当期剰余金	41,191		92,105
土地再評価差額金の取崩による増加	—		6,240
持分比率変更による増加	—		▲ 2,376
3. 連結剰余金期末残高		2,592,899	2,677,833

10. 連結事業年度のリスク管理債権の状況

連結ベースリンク債権は、子会社においてリスク管理債権がないため、当JA単体のリスク管理債権と同じです。

11. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度
信用事業	事業収益	316,326	315,059
	経常利益	291,843	130,960
	資産の額	48,264,056	49,360,525
共済事業	事業収益	208,156	206,790
	経常利益	204,708	9,673
	資産の額	255	252
農業関連事業	事業収益	2,389,630	2,728,679
	経常利益	352,687	▲ 42,353
	資産の額	1,991,743	
その他事業	事業収益	1,947,593	1,797,635
	経常利益	227,777	19,852
	資産の額	2,787,458	
計	事業収益	4,861,706	5,048,165
	経常利益	1,077,018	118,133
	資産の額	53,043,512	54,241,686

連 結 自 己 資 本 の 充 実 の 状 況

◇連結自己資本比率の状況

令和6年1月末における連結自己資本比率は17.43%となりました。

連結自己資本比率は、組合員の普通出資によっています。

・普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	やさと農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	626,119千円（昨年635,755千円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,282	3,207
うち、出資金及び資本剰余金の額	626	635
うち、利益剰余金の額	2,677	2,592
うち、外部流出予定額 (▲)	18	▲ 11
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 2	▲ 9
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	15	11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		14
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8	18
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	3,306
コア資本に係る調整項目		3,252
コア資本に係る調整項目の額	(口)	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (口))	(ハ)	3,306
リスク・アセット等		3,252
信用リスク・アセットの額の合計額		17,298
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	192	▲ 24
うち、他の金融機関等向けエクスポート	0	▲ 225
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	192	201
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,003	1,894
信用リスク・アセット調整額		—
オペレーションル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	18,968
連結自己資本比率		19,193
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.43	16.94%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規程に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和4年度			令和5年度		
	エクspoージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%	エクspoージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%
現金	30	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,368	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,023	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,842	7,568	302	—	7,791	312
法人等向け	2	2	0	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	237	47	1	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	31	1	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	76	5	0	—	—	—
取立未済手形	—	0	0	—	10	—
信用保証協会等による保証付	1,763	172	6	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	161	6	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	248	236	9	—	—	—
上記以外	5,680	8,839	353	—	202	8
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクspoージャー	2,458	6,146	245	—	—	—
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	200	500	20	6,521	261	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	91	4	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
うち上記以外のエクspoージャー	3,011	2,633	105	—	—	—
証券化	—	—	—	1,964	79	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—

信用リスクアセット		令和4年度			令和5年度		
		エクspoージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%	エクspoージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%
	(うち非 STC 適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルーワイズ)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 (250%))	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 (400%))	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	201	8	—	193	8
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額 (▲)	—	225	9	—	—	—
	標準的手法を適用するエクspoージャー別計	54,276	17,298	691	—	—	—
	CVA リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関向けトレードエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	54,276	17,298	691	—	16,965	679
	オペレーションナルリスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナルリスク相 当額を 8 %で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a*4%	オペレーションナルリスク相 当額を 8 %で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a*4%		
		1,894	75	2,003	80		
	所要自己資本額計	リスクアセット等 (分母) 計 a	所要自己 資本額 b=a*4%	リスクアセット等 (分母) 計 a	所要自己 資本額 b=a*4%		
		19,193	767	18,968	758		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150 %になつたエクspoージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーションナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8$$

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 17）をご参照ください。

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポート		日本貿易保険
法人等向けエクスポート(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポート(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

**信用リスクに関するエクスポートジャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポートジャーの期末残高**

(単位：百万円)

		令和4年度				令和5年度				三月以上 延滞エクス ポートジャー
		信用リスクに 関するエクス ポートジャーの 残高	うち貸 出金等	うち 債権	うち店頭 デリバ ティブ	信用リスクに 関するエクス ポートジャーの 残高	うち貸 出金等	うち 債権	うち店頭 デリバ ティブ	
国内	54,276	5,023	3,568	—	49,082	55,351	4,945	3,669	—	54
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	54,276	5,023	3,568	—	49,082	55,351	4,945	3,669	—	54
法人	農業	30	30	—	—	30	31	31	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	40,305	150	—	—	40,305	41,568	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本国政府・地 方公共団体	5,586	2,017	3,568	—	5,586	5,919	2,250	3,669	—	—
	上記以外	287	11	—	—	287	304	8	—	—
個人	2,873	2,813	—	—	2,873	0	0	—	—	—
その他	5,194	—	—	—	—	4,840	14,041	—	—	—
業種別残高計	54,276	5,023	3,568	—	49,082	52,663	2,304	3,669	—	0
1年以下	37,843	195	9	—	/ /		38,336	137	0	—
1年超3年以下	214	214	—	—	/ /		140	140	—	—
3年超5年以下	203	203	—	—	/ /		711	160	—	—
5年超7年以下	143	143	—	—	/ /		169	169	—	—
7年超10年以下	1,533	1,533	—	—	/ /		1,652	1,652	—	—
10年超	6,143	2,583	3,559	—	/ /		6,170	2,500	3,669	—
期限の定めのないもの	8,194	149	—	—	/ /		8,170	184	—	—
残存期間別残高計	54,276	5,023	3,568	—	/ /		55,351	4,945	3,669	—

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポートジャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	16	14	—	16	14	14	0	0	14	0
個別貸倒引当金	81	75	—	81	75	75	36	13	62	36

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他
国内	81	75	—	81	75	/	75	36	13	62
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—
地域別計	81	75	—	81	75	/	75	36	13	62
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	81	75	—	81	75	—	75	36	13
業種別計		81	75	—	81	75	—	75	36	13

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト0%	—	7,834	7,834	—	9,144	9,144
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	1,641	1,641	—	1,608	1,608
	リスク・ウェイト20%	—	39,097	39,097	—	39,820	39,820
	リスク・ウェイト35%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	80	80	—	53,752	53,752
	リスク・ウェイト75%	—	33	33	—	18,752	18,752
	リスク・ウェイト100%	—	3,648	3,648	—	2,243	2,243
	リスク・ウェイト150%	—	4	4	—	0	0
リスク・ウェイト250%	—	2,315	2,315	—	2,654	2,654	—
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	54,655	54,655	—	55,544	55,544

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 100）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	4	115	—	3	106	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	738	—	—	62	—
合計	4	854	—	3	726	—

（注）

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません

オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においては JA のリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JA のリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容 (p.12) をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクspoージャーに関する

リスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容 [\(p.101\)](#) をご参照ください。

出資その他これに類するエクspoージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,706	2,706	2,856	2,856
合計	2,706	2,706	2,856	2,856

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクspoージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

金利リスクに関する事項

金利リスク算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.103）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項目		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	565	549	107	83
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティーブ化	578	584	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	50	51	—	—
7	最大値	578	584	102	83
8	自己資本の額	当期末		前期末	
		3,314	3,264	—	—

農協法による開示基準と掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

<法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）>

開示基準項目

	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	<u>29</u>
○理事及び監事の氏名及び役職名	<u>30</u>
○事務所の名称及び所在地	<u>32</u>
○特定信用事業代理業者に関する事項	<u>32</u>
○会計監査人の名称	<u>32</u>
2. 主要な業務の内容	<u>20</u>
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	<u>10</u>
○直近5事業年度における主要な事業の概況	<u>72</u>
○直近2事業年度における事業の概況	
<主要な業務の指標>	
・事業粗収入及び事業粗利益率	<u>72</u>
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	<u>72</u>
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	<u>73</u>
・受取利息及び支払利息の増減	<u>73</u>
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	<u>74</u>
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	<u>74</u>
<貯金に関する指標>	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	<u>75</u>
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	<u>75</u>
<貸出金等に関する指標>	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	<u>76</u>
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	<u>76</u>
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	<u>76</u>
・使途別の貸出金残高	<u>77</u>
・主要な農業関係の貸出実績	<u>78</u>
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	<u>77</u>
・貯貸率の期末値及び期中平均値	<u>74</u>
<有価証券に関する指標>	
・商品有価証券の種類別の平均残高	<u>80</u>
・有価証券種類別の残存期間別の残高	<u>81</u>
・有価証券の種類別の平均残高	<u>80</u>
・貯証率の期末値及び期中平均値	<u>74</u>
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	<u>12</u>
○法令遵守の体制	<u>15</u>
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	<u>11</u>
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
<指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合>	
・手続き実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続き実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	<u>16</u>

5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失計算書	34,67
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	79
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	79
○自己資本の充実の状況	
<自己資本の充実の状況に関する開示項目>	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	18
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
・信用リスクに関する事項	94
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	98
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針の予備手続きの概要	
・	100
・証券化エクスポートジャヤーに関する事項	100
・出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関する事項	101
・リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が摘要されるエクスポートジャヤーの額	102
・金利リスクに関する事項	103
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	90
・自己資本の充実度に関する事項	92
・信用リスクに関する事項	94
・信用リスク削減手法に関する事項	98
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針の予備手続きの概要	
・	100
・証券化エクスポートジャヤーに関する事項	100
・出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関する事項	101
・リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が摘要されるエクスポートジャヤーの額	102
・金利リスクに関する事項	103
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	81
・金銭の信託	82
・デリバティブ取引	82
・金融等デリバティブ取引	82
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	82
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	75
○貸出金償却の額	75
○会計監査人の監査	71

【連結情報（組合及び子会社等）】

<法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）>

開示基準項目

掲載ページ

1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	105
○組合の子会社等に関する事項	105
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	106
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	107
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	107
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	137
○自己資本の充実の状況	
<自己資本の充実の状況に関する開示項目>	
●定性的開示項目	
・連結の範囲に関する事項	105
・自己資本調達手段の概要	136
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	136
・信用リスクに関する事項	140
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	144
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	145
・証券化エクスポージャーに関する事項	145
・オペレーション・リスクに関する事項	145
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	146
・金利リスクに関する事項	147
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	137
・自己資本の充実度に関する事項	139
・信用リスクに関する事項	140
・信用リスク削減手法に関する事項	144
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	145
・証券化エクスポージャーに関する事項	145
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	146
・リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	147
・金利リスクに関する事項	147
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	137